

平成30年第2回京丹波町議会定例会（第2号）

平成30年 6月 7日（木）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 岩 田 恵 一 君

2 番 野 口 正 利 君

3 番 坂 本 美智代 君

4 番 東 まさ子 君

5 番 村 山 良 夫 君

6 番 谷 山 眞智子 君

7 番 西 山 芳 明 君

8 番 隅 山 卓 夫 君

9 番 森 田 幸 子 君

10 番 山 田 均 君

11 番 山 下 靖 夫 君

12 番 谷 口 勝 巳 君

13 番 北 尾 潤 君

14 番 梅 原 好 範 君

15 番 鈴 木 利 明 君

16 番 篠 塚 信太郎 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（22名）

町 長	太 田 昇 君
副 町 長	谷 俊 明 君
参 事	伴 田 邦 雄 君
参 事	山 田 洋 之 君
総 務 課 長	中 尾 達 也 君
監 理 課 長	野 村 雅 浩 君
企 画 政 策 課 長	木 南 哲 也 君
税 務 課 長	松 山 征 義 君
住 民 課 長	長 澤 誠 君
保 健 福 祉 課 長	大 西 義 弘 君
子 育 て 支 援 課 長	津 田 知 美 君
医 療 政 策 課 長	中 川 豊 君
農 林 振 興 課 長	栗 林 英 治 君
商 工 観 光 課 長	山 森 英 二 君
土 木 建 築 課 長	山 内 和 浩 君
上 下 水 道 課 長	十 倉 隆 英 君
会 計 管 理 者	久 木 寿 一 君
瑞 穂 支 所 長	山 内 善 博 君
和 知 支 所 長	榎 川 諭 君
教 育 長	松 本 和 久 君
教 育 次 長	堂 本 光 浩 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	正 田 恭 丈 君

6 出席事務局職員（3名）

議 会 事 務 局 長	藤 田 正 則
書 記	石 田 美 穂
書 記	山 口 知 哉

開会 午前 9時00分

○議長（篠塚信太郎君） 皆さん、おはようございます。

本日は、ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成30年第2回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番議員 森田幸子君、10番議員 山田 均君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。

6月4日に議会広報常任委員会が開催され、広報発行に向け協議が行われました。

本会議終了後、この場において、全員協議会を開催します。

議員の皆さんには大変ご苦労さまですが、引き続きよろしくお願ひします。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、梅原好範君の発言を許可します。

梅原君。

○14番（梅原好範君） 皆さん、改めまして、おはようございます。昨年の10月21日から22日にかけて、近畿地方に接近通過した台風21号は、本町各地で甚大な被害を発生させました。大量の降雨に加え、近年その被災を免れていた暴風にも見舞われ、生活道路、住居、農地等多くの場所で災害が発生し、特に水稻栽培のかなめである農業用水路の被害は深刻であり、今年度の作付が危惧される大変心配な状況に陥りました。しかし、被災直後より水利組合の役員さん、そして本町の担当課職員が早期の復旧に向け懸命になり取り組んだ結果、

この5月にはほとんどの水田で田植えが終えられております。いとも簡単にいつもどおり、また例年どおりという表現をしがちですが、いつもどおりと言いあらわす経過の中には、それをかなえるためにご尽力いただきました皆様の大変なご苦労があることを忘れてはなりません。早期の復旧を願い、懸命になり取り組んでいただきました皆様に、このいつもどおりを改めて感謝申し上げながら、今後も予想される災害に真剣に向き合い、防災・減災を求めてまいりたいと肝に銘じます。

さて、昨年11月より太田町長のもとで、新しい町政がスタートし、新年度よりは、副町長に谷副町長が就任されたことにより、その体制が整いました。現在、本町が直面する重要な課題として、新庁舎の建設、そして認定こども園の開設が挙げられており、町民の皆様もその動向に注目されていることは言うまでもありません。新庁舎の建設については、現庁舎が建築後、60年近くを経過していることから、その機能面で著しい不備が目立つこと、また建物の強度に深刻な不安があることから、本町の中枢を担う重要な施設として、庁舎の再構築は必要不可欠なものです。事業化を目指す時期につきましても、有利な特例債をフル活用する以外に選択肢はないことや、予測のできない広域災害に備えるためにも早期の着手が求められております。

次に、認定こども園の開設については、本町の未来を担う子どもたちの大切な教育環境整備ではありますが、小学校就学前教育を行う幼稚園、そして保護者の就労支援を主な目的とする保育所を統合させるには、抱える課題も多く見受けられます。

また、円滑な運用に向けては、所管課の機構改革も必要となり、今後においても数多くの実務調整が残されてはおりますが、現在、教育委員会内の準備室では、運用開始に向けた準備が着々と進められております。7月3日から町内12カ所での開催が予定されておりますタウンミーティングを通して、一人でも多くの皆様にその内容をお知らせすることにより、新庁舎の建設、また認定こども園の開設が町民の皆様のために行う事業として理解されますことに期待をいたします。もちろん私ども議会といたしましても、同じ目的を掲げた上で、行政とともに各事業の円滑な進捗、そして完成と運用開始を目指してまいります。

それでは、これより平成30年第2回定例会における私の一般質問をさきに提出しました通告書に従い、行います。これは毎回申し上げることですが、この一般質問が傍聴いただく皆さん、あるいはケーブルテレビを通してごらんいただく皆様に少しでもわかりやすくお伝えできますよう努めてまいりますので、町執行部の皆様にはご協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

まず1点目に通告しております、本町の安心と安全、そしてそれに伴う地域活性化につい

て、質問をいたします。

京丹波町消防団は、行政の再編と歩調を合わせ、平成18年4月1日に旧丹波町消防団、旧瑞穂町消防団、旧和知町消防団がそれぞれの歴史と伝統を持ち寄り新団へと移行し、京丹波町消防団として新たな運用が開始されました。新しい組織として運用を開始した直後には、大変な混乱や苦労を伴いましたが、どんな理由があるにせよ、活動の空白期間や組織の弱体化が許されない防災組織として、団員の皆様の深いご理解、そしてご家族や地域の皆様の温かいお支えをいただきながら、多くの苦難を乗り越え、現在に至っております。冒頭に申し上げましたように、消防団は風水害の発生が予見されるタイミングから警戒活動に当たり、発災時には、災害防御から住民避難誘導を経て、被災後の後始末に至るまで、自身の家族や職場を犠牲にしなが、本町防災のかなめとして24時間365日の尽力をいただいております。その事実は今さら説明するには及びません。しかし、強固な意志と旺盛な士気を有する消防団においても、時代の趨勢には及ばない部分があり、近年、団員数は減少傾向を続けていることから、分団、部、班における地域格差が生じ始めており、各部では、日々の運用に苦労しているところも少なくありません。住民が平穏に暮らし続けるために欠かすことのできない消防団組織の維持を図ること、そしてさらにその強化を求めることは、行政として取り組むべき最も重要な課題として挙げられるべきものと考えます。そうした課題を解消し、消防防災力の維持を目指すことを目的として、本町では、消防団組織等審議会が立ち上げられており、おおむね10年間の運用状況を顧みながら、組織のあり方等について諮問を行い、審議会よりの答申を受けることとされております。過去、議会での質疑においてもたびたび同審議会で検討する旨の答弁があったことから、審議会での十分な議論と答申の内容、さらに答申された内容が今後の団運営に活かされることを期待しております。そのような経過の中で、昨年7月に同審議会に宛て、諮問をされ、以降、5回の会議を経て、本年3月末には答申を受けたと聞き及んでおりますが、審議会に宛て、どのような現状を課題として諮問をされたのか、そして作成された答申の内容はどのようなものなのか町長にお聞きいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） お答えを申し上げます。

先日も消防の操法大会が開催をされまして、それぞれに訓練をいただいた素晴らしい操法を披露いただいたところなんです、消防全体としまして、前回の答申からおおむね10年が経過をした中で、団員の減少などによる部の格差でありましたり、それから団員の確保に向けました処遇の改善などを課題としまして、議員ご指摘のとおり、平成29年7月3日に、

京丹波町消防団組織等審議会に、消防団組織の定数に関する事、それから消防団員の処遇等に関する事につきまして、諮問をいたしまして、平成30年3月30日に答申をいただいたところであります。

主な内容といたしましては、部の体制につきましては、15人以上であることが望ましく、10人を下回る部につきましては部の統合を検討すべきであるということが1点と、それから消防団の定数でありますけれども、900人の定数から850人にするということ、それから全ての部が円滑に活動できるように財政的な支援の見直しが必要であるといったものでございました。この審議会の内容でありますけれども、消防団の実態をまずは把握をいただくというようなことで、アンケート調査なんかも行っていただいて、その中で議論をいただいたというふうにお聞きをしておりますけれども、消防団入団者の減少でありましたし、それから被雇用者、お勤めになっている方の増加でありましたし、そういったことがありまして、消防団活動の困難さの解消に向けた議論をいただいたというふうにお聞きをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 担当する総務課危機管理室においては、まさに台風による災害対応の真っ最中の時期に当たることから多忙をきわめるだけで大変な苦勞をしながら審議会を運営されたことは容易に伺えます。そのような苦勞に応える意味でも審議内容の十分な検証が必要であると考えことから、5回にわたる審議会の中で諮問した課題について、どのような意見を受け、またどのような内容を詳細に検討されたのか、町長が把握しておられる範囲でお答えいただきますようお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほども申し上げましたけれども、内容につきましては、部の格差がかなり生じておるといふふうなことで、大変団員確保に苦勞されているところがあるというふうなことをお聞きをしておったわけですが、そうした中でどのように確保して、それから処遇を改善していくか、こういったことを中心に議論をされたというふうには聞いているところではございます。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 過去の議会での質疑の多くは、消防団のあり方について報酬、手当を増額することで課題の解決を求めるものでした。しかし私はあえて団員の処遇のみが活動を継続する上での重要な課題としては捉えておりません。その理由は、万が一の災害時に出

動命令を受けた際、報酬や手当の額によりみずからの行動を判断した経験は全くないからです。思わぬ災害に遭い、苦しんでいる方のもとに1秒でも早く駆けつけ、心配の軽減や解消に努めるのが消防団に課せられた職務であり、その行動の根本となり得るのは、みずからの手で地域を守るという旺盛な士気のみです。このような消防団と深く連携し、円滑に協働できる体制の構築とともに、行政として必要となるのは、処遇等を見直すこと以前に、団が少しでも活動しやすい環境を整えることであり、このような環境整備が整ってからこそ、その後適正な処遇等が議論されるべきものと考えております。日々の住民生活と切り離すことのできない消防団組織の維持と強化に向け、答申された内容をどのように団に周知し、活動に活かしていくのか。答申内容に沿い、進める、今後の具体的な運用方法をお聞きいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 議員ご指摘のとおり、処遇ではないというのは、私も同感でありまして、やはり議員ご指摘のとおり、自分たちのふるさとを守るという郷土愛でありましたり、また困っている人を助けたいという隣人愛でありましたり、そういったことを中心に活動をいただいているというふうに思うところであります。この方向性でありますけれども、町として方針をこれから定めていくということがありますし、活動しやすい環境を整えるというのはもちろん重要なことというふうに思います。そうしたことも含めまして、まずは消防団にこの答申内容を周知をさせていただきまして、団の中で統合とか、再編につきましては、十分に議論をいただくということで、それを踏まえて具体的な道筋を定めていくべきかなというふうに考えているところであります。

それとあわせて、何よりもやっぱり団員減少を食いとめるということがありますので、団員確保をいかにして、簡単な方法ではないと思っておりますけれども、確保をしていくかということについても十分に検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 次に、現在、建設に向け計画策定が進められている新庁舎について質問いたします。

新庁舎の建設については、整備に求められる重要な機能として有する防災機能の向上と充実が挙げられております。この目的が一部では理解に苦しむような誤解を生み、完成と同時に防災機能が新庁舎に集約されてしまうため、周辺部の防災対応が手薄になってしまうとの間違った認識があり、誤解を招いております。現在、本町では災害の発生が予見される時、また災害の対応時においては、その現状に即して、1号から4号までの有事における職員の

動員計画が策定されており、1号では38名、2号では99名、3号では147名、4号では181名の職員が本庁、瑞穂支所、和知支所にそれぞれ配置され、本支所において支団ごとに待機する消防団幹部を初め、各区長さんや民生児童委員さんと連絡を密にとりながら、災害対応に当たっていただいております。この体制は、過去の経験を総括しながら確立した災害時の対応であり、新庁舎の建設に何らかかわることなく、今後においても継続、醸成されていくものです。

それでは、新庁舎に求められている防災機能の充実とは、具体的にどのような機能を指し示しているのか。一部に流布されている間違っただ情報をお拭きし、町民の皆様への理解を得ることを目的にして、新庁舎があわせ持つ、具体的な防災機能の内容についてお聞きいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 災害発生時のその体制につきましては、ただいま議員ご指摘のとおり、変更するものではございませんが、新庁舎につきましては、大地震等の災害の発生時におきまして、災害対策本部となるものでありますし、また災害支援拠点となる機能を有するところでございます。そのために公道を補修することもなく、建築物が使用できるという強度を確保する、これがまず第一でありまして、インフラ遮断の際にも対応ができる防災設備を整備してまいりたいというふうに考えているところであります。具体的には、耐震性貯水槽、それから非常用の電源、情報通信、無停電の電池、庁舎内放送設備等を検討してまいります。またあわせて、災害時の無線、テレビ会議システム、インターネット機器を備えた災害対策本部兼用の会議室を整備をして、既存の防災システムの円滑な配置によりまして、関係団体なり本庁、支所等の役場内部での情報連携を円滑にすることによりまして、安心、安全を守るかなめとなるような新庁舎として整備をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 新庁舎の整備により、周辺部の防災対応が低下するなどとは全く何の根拠もない間違っただ情報です。また、議論されております教育委員会の設置場所につきましても、建設コストのみの議論ではなく、本町の将来像を長期的に見据えながら町民の皆様にご利用いただく施設としてどのような場所に位置するべきなのか。職員が効率的に仕事に打ち込める環境づくりには何が必要なのか。そして新庁舎の建設と並行し、地域支援のかなめである瑞穂支所、和知支所の機能強化をどのように実現していくのか。特に今後、耐震診断を実施し、その結果を受け、補強工事を施す和知支所については十分な検討が求められます。間もなく開催されますタウンミーティング等を通して、正確な情報が皆様へ周知され、最大

の利用者である住民のための新庁舎建設事業に直結することを願います。

次に、地域防災力の強化とあわせ、既存施設の活性化について、質問をいたします。

和知北部地域につきましては、地域全体がUPZ、すなわち原子力事故における緊急時防護措置準備区域に該当すること、また行きどまりの府道1路線のみを命綱として生活していることから、災害時における緊急避難路の早期着工が地域の悲願として求められております。この府道では、過去、のり面の崩落により孤立事案が発生したことから地域住民が日々抱える不安は当然のものであり、今回、林業作業道と併用する避難路の調査設計に着手いただいたことは、北部地域にお住まいの方に対し、大きな安心をもたらす事業決定となりました。この避難路の整備については、河川を抱える複雑な地形等の条件から、部分的な整備により進捗するものと予想される中で下栗野区内に懸架されている川辺橋から、その上流に位置する体験型宿泊施設ウッディパルをつなぐ道路の新規整備を提案いたします。この整備の目的としては、第一に計画されている北部地域の緊急避難路整備の一部として機能させること、加えて有事が発生した場合には、既存施設を避難所の運用に有効活用できる点が上げられます。また、地域活性化の視点においては、現在、ウッディパルの利用者は、狭小な農道のみを唯一のアクセス道路として通行しており、その不便を訴えられる利用者も少なくないことから、整備により既存施設の活性化に向けた効果も大いに期待できるものです。この整備については、現地にて地元区の皆様、さらに施設の運営をお世話になっております皆様のお声をもとに提案させていただくものですが、和知北部地域における緊急避難路の整備促進、また既存施設のさらなる活性化について、町長の考え方をお聞きいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 和知の北部地域におけます緊急時の避難路として活用できます林道、森林作業道の整備につきまして、その必要性がありますことから、本年度調査を進めることとしておるところでございます。ウッディパルの上流の左岸に存在します既存道路に接続するように下流部に新道を設置するということにつきましては、ウッディパルのアクセス道路として活用もできますし、利用者の利便性が向上するというようなこともありますので、観光面としての位置づけも考慮しながら研究を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、UPZに関しましては、京都府等も入った原発に関する地域協議会がありますので、そうした中でも避難路の確保につきまして、これからも要望をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 和知北部地域にお住まいの皆様には安心が届き、活性化に向けて勇気が湧く町長の方向性に感謝を申し上げます。

それでは、次の質問として教育環境の整備に向けた本町の取り組みについてお聞きをいたします。

少子化と人口減少は、本町のみにとどまることなく、我が国全体の深刻な課題として、その対応が求められております。厚生労働省の国立社会保障人口問題研究所が本年3月に発表した我が国の将来推定人口調査によりますと、平成27年の1億2,709万人から、以降30年間で2,067万人が減少し、平成57年には1億642万人となることが予測されております。この推定人口調査では、平成57年に東北のある県で、人口の40%以上が減少し、65歳以上の人口構成が50%を超えると発表され、大きな衝撃を受けたところです。同時に14歳以下の子どもの人口が平成27年の1,545万人から30年間で400万人減少するとも予測されており、一部首都圏を除き、多くの地方自治体で程度の差こそあれ、まちづくりや次代を担う子どもの育成にかかわる重要な課題となっております。

平成28年12月議会におきまして、私の教育環境の整備に関する一般質問に対し、少子化に対応した取り組みの一つとして和知小学校で小中一貫教育の調査研究が進められているとの答弁があり、昨年10月には、その中間報告会が保護者や地域関係者を対象にして開催されました。そこで少子化にかかわる課題として、教育環境整備の視点から、現状をどのように捉えながら小中学校のあり方について検討を進めていくのか、詳細にわたり、町長並びに教育長に質問をしてみたいです。

まず1点目として、今後の小学校、中学校の児童生徒数の推移をどのように捉えられているのか、教育長にお聞きいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えします。

本町における今後の児童生徒数の推移につきましては、本年5月1日現在、小学校515名、中学校306名、計821名、3年後の平成33年度には、小学校で457名、中学校で271名、計728名とおおよそ93名の減少を見込んでおります。

以上であります。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 私どもが町内の小中学校に通学しておったときとは想像もできない現状に驚いております。

次に、本町において今後も児童生徒数の大幅な減少が見込まれる中で、少子化に対応した

取り組みの一つとして進められました小中一貫教育の調査研究において、どのような取り組みがなされたのか、また、その取り組みについて、どのような評価をされているのか、教育長にお聞きいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えします。

義務教育のあり方の一つとして、小中一貫教育の可能性を実践研究するため、平成28年度から和知小学校、和知中学校を調査研究校として指定してまいりました。取り組みの具体的内容としては、文化祭、体育祭などの学校行事を通じての児童生徒相互の交流学习、また中学校教員の専門性を生かし、外国語活動や図工科などにおいて、小学校での専科教育を先行的に実施してまいりました。

また、教員等により小中一貫教育の先進地への視察、あるいは講師を招いての研修会など実施をしてきたところであります。特に中学校教員による小学校での専科教育は、専門性が発揮された指導がなされ、小学生にとりましては、充実した指導を受けられるだけでなく、中学校への不安が払拭され、小学校から中学校へのスムーズな接続、こういうことができた、そのように評価をしております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） ただいま教育長から今日までの取り組みをお伺いしまして、本町教育委員会、さらに学校関係者とともに、しっかりとした取り組みがなされていることを確認いたしました。今後につきましてもよろしく願いいたします。

ただいまこれまでの小中一貫教育の調査研究の取り組みの成果について伺いましたが、そのような取り組みと成果を踏まえながら、模索、進める、今後の方向性について、同じく教育長にお尋ねいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今後の方向性でありますけれども、本年度は、小中一貫教育調査研究についての総括を行うこととしております。そのため、保護者、地域の皆様にもその結果の説明を行いたいと考えております。

また、新たに文部科学省の指定を受けまして、コミュニティ・スクール推進体制構築事業を実施をし、和知小学校、和知中学校合同で保護者代表や地域住民が参画いただく学校運営協議会の設置を目指すこととしております。今後、この学校運営協議会を通じ、地域の皆様の声を聞かせていただき、子どもたちを育む地域とともにある学校づくりを目指していき

いと、そのように考えております。

以上であります。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 本年4月、和知地区区長会、和知中学校保護者会、和知小学校保護者会、わちエンジェル保護者会、和知北部振興会、上和知中部村おこし委員会、わち西部元気づくり委員会、そして和知中部振興会、それぞれの会長様を初め、地元選出議員である谷口議員、隅山議員及び私が連名した要望書を町長並びに教育長に対し、提出させていただきました。その趣旨は、和知地区における小学校、中学校のあり方について、住民の意見に耳を傾けて、慎重に検討いただきたいという地域住民の総意をお届けしたものです。本要望書に対して太田町長はどのように受けとめられたのか、町理事者として教育環境整備に向けて、地域と手を携え進める上での考え方をお聞きいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 梅原議員を初めまして、和知地区の多くの関係の方々から提出をいただきました要望書につきましては、保護者なり地域の意向を十分に聴取をしまして、行政と地域がしっかりと手を携えて今後とも地域に愛され、守り続けられる教育環境の継続を強く求められたというふうに認識をしているところであります。このことにつきましては、私が常に目指すと言っております助け合いと活力ある地域づくりにも通ずるものというふうに思っておりますし、やはりまちづくり、地域づくりというのは、人づくりが最終的な目標だというふうに思っておりますので、和知地域の小中学校のあり方につきましては、保護者を初め、地域の皆さんとともにこれからも検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 今定例会において、私に与えられました一般質問では、町民の皆様が安心して住み続けるため、欠かすことのできない消防団組織の維持と強化を切に願いながら、支える行政の真剣な取り組みに期待すること、そして本町の未来を担う大切な子どもたちの教育環境が地域の皆様に守られ、継続してきた今日までの経過を重んじながら、今後の整備については、地域と手を携え進めていただくことを求め、行政としての方向性を質しました。いずれの質問に対しましても、行政として地域や住民に寄り添い、進めるとの答弁をいただき、タウンミーティング開催を前にして、本町が進める方向性を確認するよき機会になったものと考えます。執行部の皆様の深いご理解に感謝を申し上げ、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（篠塚信太郎君） これで、梅原好範君の一般質問を終わります。

次に、村山良夫君の発言を許可します。

村山君。

○5番（村山良夫君） ただいま議長の許可を得ましたので、かねて提出しております通告書に基づきまして、私の平成30年第2回定例会における一般質問を行います。

太田町長は、昨年11月の町長選挙の公約に、「身の丈に合った新庁舎への見直し」と掲げられ、見事当選されました。そこで今回の一般質問は、新庁舎の建設を重点に町長の見解をお伺いしたいと、このように思います。

具体的な質問に入る前に、この京丹波町だけじゃなしに、いわゆる末端の自治体の長の究極の目的というのは、少子高齢化の人口構成の是正と人口減少の阻止にあるというふうに私は思っています。新庁舎建設は、その究極の目的を達成するための数たくさんある手段の一つにすぎないというふうに思いますが、町長の見解をお聞きしたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 通告にない事項であります。少子高齢化を食い止めるといのは、なかなかこの日本の国にあって、海外からの移民を受け入れることでもない限りは、なかなか難しいのかなというふうに思っております。庁舎がその手段の一つというふうにおっしゃいましたけれども、庁舎としてはいろんな機能があると思えますし、それに直結するとは思いませんけれども、庁舎については、住民の安心・安全を守るという意味でも非常に重要な施設というふうに考えているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 今の質問は確かに通告をしておりません。通告をしておりませんが、やはり自治体の長として、いわゆる京丹波町のかじ取り役をされるのですから、その目的がどこになるか、どこへ船をつけるかということは明確にわかっておらないとだめだと思えます。先ほど申し上げましたことに対して、町長の見解が若干違いますのは、私は究極の目的というのは、人口減少とそれに起きる少子高齢化の問題だと、このように思えます。このことを阻止するというんですか、いわゆる改善するための手段として、数たくさんあるわけですね。例えば新庁舎の建設もそうですし、認定こども園もそうですし、またソフト面では、若い方々が子育てがしやすいような補助金制度だとか、また住みやすいまちのための使用料とか、そういうものの負担減、そういういろんな手段があるわけですね。そのことをお聞きしたかったわけです。そのことについて、町長は多分意味はないと思うんですが、大事なことは、目的と手段をごっちゃにして、新庁舎建設を進めますと、私は後世に悔いを残すので

はないかと。新庁舎建設を目的としてされているのは、今回、庁舎をデザインされています。香山壽夫建築研究所、あそこはああいう自然環境の整ったところで、木造建築で歴史に残る建築、いわゆる作品を残されますと。それは香山壽夫建築研究所の目的はそれだと思います。しかし、京丹波町はそういう目的をつくったところで、そのことによるいろんな弊害、副作用があれば、これは意味がないわけですから、私は選挙のときにも申し上げていたんですけども、町長も賛同していただいた立候補のときに政策協定までして、いわゆる身の丈に合った新庁舎を建設しようということで取り組んできました。そのことについて、これから具体的にお聞きしたいと思います。

今回、公表されました事業規模は、当初計画の13.7%にしかすぎません。本町の財政状況とか、先ほど町長もおっしゃったように、これからの人口減少とか、そういうところから見ますと13.7%の見直しでは十分でない、このように思うんですが、町長の見解をお聞きします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほどご質問いただいた件について、補足をしておきますと、人口の増加、これが政治の目的ではないというふうに私は考えているところでありますし、そのための手段の一つが庁舎建設であるとおっしゃいましたけれども、私はその意見にもくみをしていないところであります。先ほどご質問いただきました13.7%で十分であるかというご質問でありますけれども、ワンストップサービスの実現なり、地域のバランス等を考慮して、配置する部署などの見直しをしました。その結果、基本計画の設定段階から1,000平方メートルの事務所の面積を縮小し、全体の事業費は4億7,000万円の縮減を図ったというところがございます。もちろん建設費、ランニングコストは重要なことであります。しかしながら、町民が使いやすく、先ほど防災のところでもお話をしましたが、庁舎として必要な機能を有して、それから防災拠点としての役割を果たす新庁舎を整備するということも非常に重要な視点でありまして、そういったことも踏まえながら、整備をしてみたいと思います。もちろん事業費につきましては、あらゆる場面で精査をし、縮減を目指してまいります。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 町長と考え方が違うんですが、やはり物事は、目的と手段は別個に考えて、目的、手段、またその手段をいかに使うかという戦略、この3つを考えて、やはり物事をやっていかないと、目的か手段か戦略かわからんような方針でやったのでは、これは十分でない、このように申し上げます。強く申し上げておきます。

そこで、今の縮小の幅についてのことですけれども、今度の建設予定用地には、新庁舎建設計画に算入されていない、道路拡幅工事や雨水対策工事の準備資金等が必要になります。これらの工事費は概算どの程度、当初予定に入っていないわけですから、これらがどれぐらいの程度の投資が必要なのか。また、その額は今回見直しされた4億7,000万円ほどですか、これを大きく上回ると思うんですが、町長の見解はいかがですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） まず蒲生野の排水対策事業でありますけれども、これにつきましても関係機関と協議はされて、基本設計を進めております。概算事業費の算出までにはまだ至っていないわけですが、町道の蒲生野中央線の改良工事の概算事業費は6億円を見込んでおるところでございます。加算をしますと、全体事業費の縮小額を上回るということになります。しかしながら町道の蒲生野中央線は都市計画道路としまして、従来から整備計画があったこと、それから排水対策につきましては、蒲生野地域の生活環境改善のために、地元からも要望をいただいているところでありまして、どちらの事業につきましても、新庁舎の建築の有無にかかわらず必要性が高い事業というふうに捉えておりまして、新庁舎の事業費の縮減に対する比較対象として捉えてはいないところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 私が質問していますのは、新庁舎の建設当初計画、34億2,000万円をどれだけ縮小するかということじゃなしに、大事なのは、道路拡幅工事も、また雨水対策工事、確かに地元の要望ですし、必要なことだと思うんですが、しかしこのことは、区分がないわけです、財政的には。庁舎建設もこういう従来の都市計画の道路計画、また地元の雨水対策工事、お金が要るということでは全く同じことなんです。だから、区分して、例えばこれから申し上げるんですけれども、一番懸念しているのは実質公債費比率18%の維持だと思うんですけれども、これが今、町長がおっしゃるように、新庁舎の分はこれだ、それから道路計画の分はこれだ、それから雨水対策はこれだということで区分できるなら、町長の今の考え方で私はいいと思うんですが、やはり実質公債費比率というのは、京丹波町全体の財政状況の比率ですから、手段が別々やから、縮小計画には入れていないというお話は、私は理屈に合わんと思うんですが、町長はどうお考えですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） さまざまな考え方があると思いますけれども、実質公債費比率、もちろん財政比率というのも非常に重要なことだと思いますけれども、町民から要望がある事業等につきまして、それだけじゃない、総合的な考え方で施策を選択していくということも重

要だというふうに考えているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） その問題は、後でも財政のことでも質問をしますので、次の質問に移りたいと思います。

新庁舎建設予定地について、お聞きしたいと思います。

本町では、京丹波町都市計画区内における宅地開発等に関する指導要綱というのを制定されています。その第20条第7項について質問をしたいと思います。

1点目は、この地域は雨水対策が不十分である。先ほどもおっしゃったとおりで、皆さんもご承知だと思うんですが、過去に下流域において、農地、それから住宅地への浸水とか、また町道の陥没とかの事故が発生しています。昨今の異常な豪雨を想定した場合、この場所は開発可能な地域とは私は思わないと思うんですが、町長は今申し上げたような条件の中で、ここで建設をして、かつ、今申し上げた宅地開発等に関する指導要綱を町として手本が示せるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ただいまのご指摘ですけれども、厳密に申しますと、国なり、地方公共団体、その他公共団体が行う事業につきましては、京丹波町都市計画区域内における宅地開発等に関する指導要綱が適用されないわけでありまして、新庁舎の建設におきまして、現状の緑地から建築物やアスファルト舗装等へ変更をするというようなことで、一時の雨水の流出量を増加させないように庁舎の建設地内で、調整池を設置して必要な雨水の流出対策を行ってまいりたいというふうに考えているところでありますし、また蒲生野の排水対策事業においては、下流の流量調整機能として調整池等の整備を計画しておると。議員が先ほどご指摘のとおり、異常気象等もありますので、蒲生野の排水対策事業についても、これは進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 先ほどおっしゃったとおり、地方自治体の事業については、指導要綱に束縛されないということは事実です。事実ですけれども、今後やはり民間企業等が住宅開発をするときに、町は不十分な宅地開発、雨水対策で新庁舎を建てたということになりますと、これは規律を守っていく示しにならないと思いますから、自治体の建築物については、対象にならないということじゃなしに、やはりある意味では、手本として見本を示すべきだと、このように思います。そのことを再度申し上げておきたいと思います。

それから今も話がありましたけれども、今先ほど申し上げた第20条第7項のところに、

いわゆる水、排水、雨水を流す場合は、その上流及び下流まで十分な排水路が完成していない場合は、それを完成してすること。もしもそれができない場合は、調整池等による流量の管理をすることというようなことになっています。そこでお聞きしたいんですが、ちょっと計算がしやすいと思いますので、例えば100ミリの豪雨を推定した場合、今回の開発行為に必要な調整池の設置がどれぐらいの規模のものをお考えなのか。またその規模を確保するだけの用地があるのか。また、地形的に、いわゆる水が流れる分水嶺に近い位置にあるわけですから、調整池の深さも制限をされると思います。そんなことを加味しますと、この場所は、私が思うには、そういう調整池を、そりゃべらぼうな1万立方メートルの調整池をつくったりすれば可能だと思いますけれども、そうでなかったら不可能な地域というように思うんですが、今申し上げた、どれぐらいの規模の調整池が必要なのかということも踏まえて、可能なのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新庁舎の敷地内に調整池を設置をすることとあわせて、蒲生野の排水対策事業において、調整機能の整備を計画して、南丹の土木事務所などと協議をし、基本的な設計を進めておるといところであります。具体的な数値等につきましては、具体的な数値の事前の通告がありませんので、具体的にはお答えすることはいたしかねます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 確かに数値は、通告してませんけれども、通告書には調整池等の必要がある。昨今の異常気象に対応するには、地形的に必要な規模の調整池の建設は可能なのかと聞いていますので、どれぐらいのものをつくるかぐらいはわからないと。それで返答していただいたと思いますと、若干通告の意味がないと思うんですが、一つその点もう一度お聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 問題がないように関係する土木事務所等と協議をして、考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 町長は現在の水の流れは、現場を確認されたんですか。私は、ある方と一緒にかなり時間をかけて、あの場所を見せてもらいました。一番の問題は、国道27号を越えている水路ですけれども、これは到底、上流から発生する雨水を吐くだけの十分な径

の土管というんですか、暗渠が入っていない。これは誰が見たかてわかります。そういう状態の中で、府と相談して云々ですけれども、これは問題なのは当時の建設省が国道27号の側溝を、1メートルぐらいの側溝をつくっていますけれども、それもオーバーフローして住宅に流れ込んでいるというのが現状なんです。だから、この水路を十分にするというのは、正直言って何年かかるか、多分1年や2年の単位では到底できない。もっと長い10年とか、20年計画ぐらいでやらないとできないのが現実だと思います。そんな中で調整池をどうされるかということをも十分考えてもらわなあかん。現状、今の場所で調整池をしようと思うと、湊産業さんが開発された道路ですね、中央線ですか。あそこに入っている土管につながうと思いますと、今、低い駐車場がありますね。あそこから50センチぐらい上げないと、そこへつながらない。そうすると、調整池の深さというのは1メートルもとれませんよ。50センチ前後しかできない。50センチ前後で、この雨量計算でやりますと、3,000立方メートルから4,000立方メートルぐらいの調整池が必要なんです。例えば、50センチしかとれなかったとしたら、3,000立方メートルでも6,000平方メートルの、いわゆる面積が必要になる。そうすると1万8,000平方メートルの予定地のうちの3分の1は、調整池で賄わないかんというような現象も起きてくると思うんです。そういうことを考えますと、この場所は、私は新庁舎建設にはふさわしくない土地だと、このように思うんですが、今申し上げた意見を考えていただいて、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 私は残念にして、村山議員のように専門的な知識はございませんが、その知識のある方と十分相談して、そういった問題がないように設計なりを進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） そうしたら、これはこのぐらいで終わりたいと思います。一つ慎重に検討していただかないと、後世に問題を残すことになろうかと、このように思います。

次に、平成29年3月に制定した公共施設等総合管理計画というのがあるんですが、このことについて、お聞きをしたいと、このように思います。

この計画によりますと、将来、いわゆる建物を更新する等の費用の累計は、年平均18億2,000万円ほど不足することになっています。この数字は、年間に18億円ですからね、もちろん新築、更新するまではお金は要らないわけですから、一遍に要するというわけじゃないけれども、その不足する分が18億円というのは、べらぼうな数字でないかと思えます。今回の新庁舎は、そういう意味では、いわゆる建てかえをするという、年間不足を

するという中に入ってくる部分だと、このように思うんですが、この18億2,000万円の不足を補うだけの財政的な裏づけがあるのか。先ほど質問をしていました、実質公債費比率が守れるのかどうか、それよりも18%を超えてしまうと、府とか国の許可が要ったら、起債すら起こせない、そういうことになってきたら、18億2,000万円の資金調達すらできなくなると、このように思うんですが、この計画をどのように考えておられるのか。また財政的に十分な問題がないと考えておられるのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 公共施設等総合管理計画につきましては、今、議員がおっしゃられました年平均18億2,000万円ということもありますけれども、長期的な視点に立って推進を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 長期的な云々じゃなしに、18億2,000万円の不足というのは、長期でも短期でも、これ大変なことだと思うんです。年平均ですからね。だから、それだけの財政的な負担をして、公共施設等を更新していかなければならないということは事実なんです。このことについては、私は再三、いわゆる今の単式簿記を複式簿記にしないと、こういう問題が生じるのではないかというようなことを病院の会計のときに再三申し上げました。病院会計もそのときの経理を担当されていました公認会計士さんの話によりますと、減価償却が50%を超えた場合、もう次の更新をするための準備をしなければならないというように指導をしていただきました。そういう意味からしますと、病院もしなければならないし、このいわゆる単式簿記をしていますから、減価償却とか、その辺のことは把握をできていませんけれども、この計画によりますと、水道、下水とかいろいろ上がっておりまして、それなりに検討ができていると思います。だから、これは本当に庁舎も含めて、余り大きいことをやらずに、できるだけ長寿命化をして対応するとか、そういうことを考えていかないと、財政的にもたないと、このように思うんですが、町長はこの財政破綻しないというか、18%が維持できる自信があるんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 庁舎の建設ということにつきましては、住民のニーズの高い施設でありまして、行政サービスを行う上で、必須の施設であります。また、ご案内のとおり、老朽化も進んでおり、耐震もないという状況で、このまま放置はできないというものでありますので、もちろん財政比率は大事でありますけれども、それだけをもって判断するのではなく、

総合的な判断をして施策を進めてまいりたいというのが私の考え方でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） それは次のところで質問をしますので、後にします。

今申し上げました公共施設等総合管理計画の中に、公共建築物における基本目標というのがあります。その中では、いわゆる建物の管理費用を抑えるために、延べ床面積の縮減が上げられています。その計画によりますと、建築で何ぼでしたかね、建築物における基本目標というのがありまして、平均でこれから9億3,000万円ほど必要だと。不足が3億3,000万円ほど不足すると。それに対して2億円は長寿命化で対応すると。残り1億3,000万円については、平成58年度までに建物の延べ床面積を毎年22%ずつ縮減して、いわゆる不足分を補っていくと。具体的に言えば、この間撤去したビジョندانマークもそうだと思うんです。前に一般質問したときは、あれは倉庫に使っているから生きているんやと、こうおっしゃっていました。結果的に今回、7,000万円余りの撤去費用を使っている、こういうことがこの費用だと、こう思うんですよ。そういうことから考えますと、今回新庁舎を建設しますよね。それと同時に旧庁舎及び中央公民館は、解体撤去をしておかないと、この22%を毎年減らしていくという計画にそぐわないことになると思うんですが、その点について町長の見解をお聞きします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新庁舎の建設をあわせてということは、新庁舎の建設をお認めいただいているのかと思うんですが、現この庁舎、中央公民館の利用につきましては、その撤去方針につきましては、新庁舎の建設後の職員の配置でありましたり、利活用の状況を見ながら、今後検討して、決定をしてみたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） そうじゃなしに、この計画がありますね。この計画書の19ページですか、公共建築物における基本目標というのがありまして、将来更新費用、年平均9億3,000万円ほど必要だと。不足分、年平均3億3,000万円云々とありまして、そのうち長寿命化をする、いわゆる修理をすることによって2億円を対応する。残りについては、管理費用を縮減するために、建物の延べ面積を減らす、いわゆる建物を撤去していくということです。何回か私、申し上げているんですが、京丹波町がすぐれている点というのは、公共建物の延べ面積、町民1人当たりの延べ面積は、京都府下26自治体中一番多いんです。一番多いというのは、逆に言えば、それだけ本来なら、新しいものを建てたら、古いものを撤去しておかなあかんのを建てっ放しになっていると。例えば、これは若干問題があるんです

けれども、例えば旧須知小学校。ひかり小学校ができました。だからある意味では、旧須知小学校は撤去するか、それともああいう建造物を文化財として全部じゃなしに、一部は残すというようなことをやっておかないから、こういう問題が起きてくるんだと。その辺のことをよく理解してもらった上で、今の新庁舎をされるときに、新庁舎は新庁舎と、あとで旧庁舎なり、中央公民館は検討するというようなことじゃなしに、これは一体で考えないと、せっかく立てた基本方針にそぐわないことになるということについての町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 繰り返しになりますが、それぞれのいろんな事情で判断をされているものと思います。旧須知小学校についても保存をされたのにはそれなりの理由があつてのことだと思いますし、いろんなことを考えながら、総合的な判断をしていくというのが基本でありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） なかなか的確な回答がいただけないので、これ以上しても無駄だと思いますから、次の質問に移りたいと思います。

これは先ほどから申し上げていました、私が一番言いたい、今後の財政健全化についての質問をしたいと思います。

1点目は、町長の公約は上げておられますが、この実現のためには、健全な財政を堅持しないと、いわゆる堅持して自主的な予算編成ができないと、町長のすばらしい公約は実現できない、このように思います。そのためには、先ほどから申し上げております、実質公債費比率、いわゆる府とか国の干渉を受けない範囲というのは18%以内を堅持することが絶対的な要素だと、このように思うんですが、町長の見解をお伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 実質公債費比率につきましては、ご指摘のとおり18%を超えないことが望ましいというのは、私もそういうふうに考えておるところでありますので、引き続き地方債の発行額の抑制を図りまして、18%を下回るように努力をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） これもこの平成29年の3月に財政見通しの資料を私どもいただいています。これによりますと、実質公債費比率の単年度の比率ですけれども、今のままでいきますと、平成32年度に、これ単年度計画ですけれども、18.74%というふうに18%

を超えます。そして平成33年度には19.14%、それから平成34年度は18.78%、それから平成35年は18.997%ですから19%、一番高いのは、平成37年度ですね、20.7%というように、これ正直申し上げまして、太田町長にそのことを追及するのは非常に酷だと思うんです。前の累積がありますので、こういう現象が起きていますから、極論を言えば、先ほども私が新庁舎が必要でないような感覚があったのかどうか知りませんが、それを認めてもらえる云々という話がありましたけれども、この新庁舎を建設しなくても18%を堅持することは非常に大変なことだと、このように思うんですよ。だからできるだけ早いこと18%を超えていても、それを修正できるように、できるだけ有効な、必要最低限の有効な建築物をやっぱり模索しないとだめだと思うんです。極端に言えば、木質、木造建築の耐用年数と、重量鉄骨とかRCの耐用年数は倍違うわけですから、同じ10億円を投資しても、木造の場合は倍ついているのと同じなんです。そういうことも考えた中で考えていかないとできない。特に私が心配しますのは、起債を起さないと予算編成は正直言ってできないと思います、京丹波町は。確かに基金はありますけれども、基金の中の十三、四億円は、いわゆる借金をして積み立てたものですから、年間9,000万円ずつほどの返済をしていかななくてはならず、その分しか使えないというような対応になっていますね。そういうことを考えますと、起債を起さず予算編成をすることは非常に難しい。ところがその予算編成をするについて、18%を超えますと府の許可が要ということになりますと、現在京丹波町が、私もちょっと正確がどうか知りませんが、例えば子育てのための補助金制度ですか、これは府下26自治体中で非常にすぐれている一つだというように思うんです。そういうことも制限をされていくというか、皆並みにしなさいよというような指導を受けざるを得ない。そうすると町長がおっしゃっている公約の実現は、非常にやりにくくなるということがあると思うんですが、町長はそういう懸念は持っておられないのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 18%を超えないように努力をしていくということと、それからまた新庁舎につきましては、コストの縮減を図りつつ、その必要な機能のある新庁舎の建設を目指してまいります。耐震も何もないわけですから、災害はいつ起こるかわからない中でこのままでよいというふうには思っておりません。

また、木造にするということも何も決まっていませんけれども、議員がおっしゃいます鉄筋コンクリートと木造の耐用年数の違いというのは、これは耐用年数省令によるものかと思っておりますけれども、実際に木造は建築の仕方によっては、実際の耐用年数は延びるというよう

なことも事実としてございます。日本の木造建築、お寺とかは何百年と続いておるわけですから、そういったことも踏まえながら、何が一番コストが安いかを追及してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 先ほど、木造の件でお寺等云々ということになりまして、旧須知小学校のことで、僕らより大分先輩の方から聞いたことによりますと、昭和10年に建築しているようですが、その二、三年前から旧丹波町、須知村だったと思うんですけども、その山林のヒノキが適合するというんですか、いいヒノキを印をつけ回って、それで建てするのに不十分なので、隣接の町村の山林も見せてもらって、それからその山林の、いわゆるヒノキを伐採して、1年間現場に置いておいて、ひずみとか、ゆがみとかいうことのない分だけを搬出して、製材をして、今の旧須知小学校を建てたそうです。だから、総ヒノキ造りで、非常に立派な資材で、極端に言いますと、お寺の建築物と比べ物にならないとか、そういうものを今確保することは非常に大変なことだと思います。事実、私も有志の一部の方と日南町へ行ってきました。あそこも木質でつくったとか。しかし、正面玄関は、もう既に木造には黒カビが生えて非常に醜くなっています。また、集成材は接着剤がにじみ出ているところもありました。そういうことを考えますと、技術は進んでいるといっても、やはり庁舎に適合したものであることが第一だと思います。

次に、今の自主的予算編成をするためには、先ほど申し上げた新庁舎及び道路拡幅工事や雨水対策も含めて、少なくとも30%以上の縮小が必要だと、縮減してはと、このように思うんですが、一つの尺度として今の13.7%で十分なのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 繰り返しになりますが、もちろん財政比率なりコストの問題というのは、非常に重要な問題ではございますが、その他のことというのも非常に重要なことでありますので、必要な庁舎としての機能、それから防災としての機能、そういったものがしっかりと備えられた新庁舎に、せっかく建築するわけでありますから、備わっているということも非常に重要なことだと思っておりますので、そういった総合的な観点で、もちろん財政のことも気にはしながら建築を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 具体的な数字はなかなか示していただけないんですけども、私は今申し上げたとおり、30%から極端に言えば50%ぐらい縮減しないと、財政がもたないと

思います。大事なことは、昔から言われたとおり、牛の角を矯めて牛を殺すというようなことがありますので、目的と手段がごっちゃになりますと、こういう副作用によって、本当に町民のためにプラスにならないことが起きるということを忠告しておきます。

それから3点目ですけれども、今申し上げましたような準備費用がたくさん要るわけですね。また、先ほど申し上げたように調整池を本当につくれるのかどうかという地形上の問題、それからいわゆる財政的な問題、こういうことを考えますと、今の建設用地は、私は1回振り出しにして、見直す必要があるというように思うんですが、町長の見解をお聞きします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町道の蒲生野中央線の改良事業でありましたり、蒲生野の排水対策事業、それから新庁舎の整備事業にかかわらず必要な事業というふうに考えておりまして、新庁舎の位置につきましては、議員もご出席の平成29年3月議会において、役場の位置条例の改正の決議をいただいているところでありますので、現在のところ見直す予定はございません。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） その審議のときにも、先ほどから指摘をしています今の場所の建設準備資金というのには、道路の問題とか、雨水対策の問題というのは計算されていない、入っていない、加算されていない状態の資料で審議しています。だから、審議そのものが私は不十分であったなというように思っています。

それから4点目ですけれども、公共施設等総合管理計画からいきますと、やはり床面積を減らすという意味からは、今の予定地と違って、この場所を駐車場にして、中央公民館の場所に鉄骨なりの3階建ての庁舎を建てるべきだと、このように思うんですが、そういうことに対する見解はないかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） それだけでは比較の対象にはできないというふうに思うんですけれども、先ほど答弁しましたとおり、現在のところ見直す予定はございません。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） ありがとうございます。これで終わります。

○議長（篠塚信太郎君） これで村山良夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。10時35分まで。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時35分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、森田幸子君の発言を許可します。

9番、森田幸子君。

○9番（森田幸子君） 9番、公明党の森田幸子でございます。平成30年第2回定例会における私の一般質問を通告に従いまして、行ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに投票環境向上対策等についてお伺いいたします。

総務省は共通投票所の設置を初めとした有権者の投票環境の向上に向けた取り組みを一層推進していくため、第24回参議院議員通常選挙における事例集を取りまとめています。各選挙管理委員会においては、この事例集を活用し、国政選挙や地方選挙における積極的な取り組み実施につなげていただきたいとしています。

そこで、本町に合った投票環境向上対策を積極的に取り組んでいただけることを期待し、以下の点についてお伺いいたします。

1点目は、本町がこれまで取り組んでいます投票所への移動支援が行われています。この運行状況をお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 正田選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 失礼をさせていただきます。

移動手段の確保につきましては、投票日当日に町内の5つのルートで投票所行きバスを運行しております。さきの京都府知事選挙におきましては58人の方の利用があったところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 今お答えいただきました5ルートで58人の利用があったということなのですが、この支援をしていただくのに、この58人の利用というのは、これで十分移動支援が行われているのかどうか、感想をお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 正田選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 確かに毎回乗られる方は少なくはなっていますが、やっぱりこれは大変必要であるというようなお考えの方もあって利用されていると思いますので、これで今のところは十分だと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） ありがとうございます。まだまだ高齢化の進むぐあいとか、いろんな状況がありますが、またこれから充実した移動支援をよろしくお願い申し上げます。

次にいかせてもらいます。

高齢化などで投票環境も変化しています。これまで投票について町民の皆さんからの問い合わせ等はなかったか、お伺いいたします。

また1件でもあった場合、どのような対応をされたのか、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 正田選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 期日前投票期間中に、高齢者の方から投票に行きたいので迎えに来てもらえないかという問い合わせは確かにございました。しかしながら、選挙管理委員会といたしましては、個人の方の自宅に出向いての送迎は現在行っておりませんので、投票日当日の投票所行きバスを利用してくださいということで案内をしたところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） お答えいただきました。こうした1件でも投票所に行きたいということで、問い合わせがあったということなのですが、これからこういった対応についての選挙管理委員会としての対応というか、考えがありましたらお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 正田選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 確かに1人でも選挙に行きたいんだというお考えの方には、やはり何かの支援が必要だと思いますし、今後先進地等を視察をいたしまして、京丹波町でどんなことができるかなといったようなことを検討していきたいと、このように考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 移動支援については、それぞれの地域のニーズに合った支援が必要と考えておりますが、そこで区長さんや民生委員の皆さんにご協力いただき、移動が困難な有権者の調査を実施し、移動支援や移動期日前投票所の設置など投票環境の改善に取り組む考えはないか、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 正田選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） ありがとうございます。先ほども申しましたように、やっぱり移動手段というのは大事なことだと思いますし、そのためには、やっぱり高齢者の方、腰が痛い方、手や足が痛い方というのは、積極的に送迎を勧めていったほうがいいだろうなというふうに考えております。そのためには、区長さん、あるいは民生委員さんのご協力を得まして、実態調査をする必要はあるだろうなと考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） そうしたら、そうした実態調査を今後していただけるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 正田選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） そのことにつきましては、また選管の委員会の中で、検討してまいりたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 有権者の利便性の高い商業施設、駅構内などの期日前投票所の設置が他の自治体で増加してきています。本町においては、これまでも多くの町民の皆様から要望を聞いています。丹波マークス内に期日前投票所の設置を試験的にでも日時を決めて実施する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 正田選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 以前からこの質問につきましては、再々質問をいただいておりますが、毎回同じような回答しかできておりませんが、期日前投票につきまして、さきの京都府の知事選挙におきましては、3カ所で37%という、高いパーセントを占めておるところでございまして、その上にマークスといいますと、コスト面、セキュリティー対策とか、あるいは、人員確保とか、いろいろなことがあります。コスト面のことを考えると、やはり試験的であっても、やっぱり配線をしていくなど工事費がかかってきます。それが実際、どれぐらいかかるんやということは調査しておりませんが、相当な、莫大な費用がかかるというようなことらしいので、すぐにはそういうようなことは実施できないというのが選挙管理委員会の考えでございます。しかしながら、今後、有権者の利便性を考慮した投票率向上に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） お答えいただきました。毎回、コスト面とか、セキュリティーの問題とかおっしゃって、なかなかできていないんですが、一度調査していただきまして、前向きに検討いただけたらうれしいと思いますし、先ほどの高齢化の問題も、また商業施設には無料でそうした買い物バス、支援バスを運行されて、高齢の方が行ける利便性もこのマークス内にはあると思いますし、また国政選挙になりましたら、国政のほうでもまた費用のほうは、補助があるのではないかと私は思っていますので、高齢化の足のない方にも、このマークス内には有効な期日前投票所の設置につながるのではないかと考えておりますので、今後また

前向きに考えていただきたいと思います。と思っています。

次にいきます。

文部科学省では、主権者教育の推進に関する検討チームの中間まとめの概要が公開されています。新たに選挙権を有することとなる生徒、学生に対する取り組みとして、総務省や選挙管理委員会と連携した高等学校における出前授業の実施や大学及び専修学校等における期日前投票所の設置など、生徒、学生等の政治参加意識を向上するための取り組みを促進するようされています。また、大学や高等学校への期日前投票所の設置を実施される自治体も増加しています。町内では、唯一須知高校があります。現時点で18歳の生徒は8名と伺いましたが、少人数であっても関心を高め、主権者教育の実践としていい機会になると考えます。学校に協力いただき、移動期日前投票所として日時を決めて設置する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 正田選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 先ほども答弁させていただいたとおりでございます。本庁及び各支所に設置した3カ所の期日前投票所は十分に機能をしていると考えております。したがって、投票所を設置することの考えは持っておりませんが、若者の投票率の向上を目指した啓発等を引き続き実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 期日前投票の宣誓書については、ホームページ、新聞の折り込みや全戸配布物として配布するなどしています。これまでしていただきました。亀岡市でも取り組んでおられます入場券の裏面に宣誓書が印刷されていて、宣誓書が別に必要とならないため、大変利便性が向上しています。字が細かいという苦情は聞いていないとのことでした。本町も入場券の裏面に宣誓書を印刷する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 正田選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） ありがとうございます。有権者の利便性向上のため、実施している府内の市町村を参考にしながら、本町でも実施可能であればしていくよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 最後になります。不在者投票用紙などのオンライン請求の検討をする考えはないか、お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 正田選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 京都府・市町村共同電子申請システムを利用し、さきの京都府知事選挙から不在者投票オンライン請求を実施しております。今後の選挙におきましても実施する予定であります。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） ありがとうございます。

次にいかせていただきます。

2つ目には、健康対策等について。

2020年の東京オリンピックに向けて開催地の東京都はもちろん、全国的にも受動喫煙対策に取り組む機運が高まっています。

ここで以下の8点について、伺ってまいります。

1つ目は、受動喫煙対策について、本町が今、ソフト面、ハード面で取り組んでいることをお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 本町の受動喫煙対策といたしましては、町立の医療機関、それから学校施設、それから保育所等につきましては、敷地内の禁煙を実施させていただいております。その他の施設では建物内禁煙ということを実施させていただいております。

また、健診の結果説明会での喫煙者へのチラシの配布を始めまして、妊産婦さんへの禁煙指導でありましたり、そのご家族等への受動喫煙防止等の指導を行っておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 受動喫煙防止のための健康増進法第5章の第2節には、今、町長も言われました、学校、体育館、病院、集会所など多数の者が利用する施設を管理する者は、利用する者について、受動喫煙を防止するための必要な措置を講ずるように努めなければならないとしています。受動喫煙の被害への責任をたばこを吸う人ではなく、その場所を管理する事業主としています。この健康増進法にうたわれている受動喫煙防止について、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 健康増進法におきましては、多数の人が利用する施設を管理する者については、利用する方について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないと議員ご指摘のとおり定められておりまして、「吸わない人の権利」を守

るためにも法律に基づいて対応していくことが不可欠なことであるというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 南丹保健所では、禁煙支援歯科医院認証事業に取り組まれております。本町内では多くの歯科医院がある中、唯一和知歯科診療所が認証医院となっております。取り組みの効果をお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） この事業の実施に当たりましては、歯科医師1名とそれから歯科衛生士1名がこの認証に必要な講習を受けまして、体制を整えたところでございます。事業の実施期間の2年間で禁煙意識の高い5名の患者様に指導をさせていただきまして、禁煙外来の受診を勧めまして、うち2名が禁煙外来を受診をされまして、1名の方が禁煙に成功されたというふうに聞いているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） その他、多くの歯科医院がある中、和知歯科医院は先頭を切って、こうした認証医院として進めていっていただきたいと思っております。

商店や町民の皆さんと一体になって、受動喫煙対策に取り組む機運を上げるためにも、亀岡市や南丹市が取り組んでいる商店の禁煙認定事業に取り組む考えはないか、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 敷地内でありましたり、施設内での禁煙対策に取り組まれております施設なり店舗等を認証したり、あるいは登録する事業を実施されておるといふふうにお伺いしているところでございます。こうした受動喫煙の防止対策の取り組みにつきましては、今後本町としても研究をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） これにちなんでニュースで聞いたのですが、滋賀県の知事さんが、こういった受動喫煙対策には協力的に取り組まれて、健康年齢が男性の方は1位になられたということで、初めは本当に大変な反発やいろいろあったそうなんです、大きな横断幕やらもテレビで映ってましたし、何かすることにはいろいろ初めは困難が伴うとは思いますが、こつこつと皆さんの健康のためにも前向きに取り組んでいっていただきたいと思っております。

町内の幼稚園を含む、各小中学校に薬剤師の先生が担当されています。それぞれの生徒指

導の状況をお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 受動喫煙並びに喫煙防止については、児童生徒への指導の状況についてでありますけれども、小学校では授業として保健の授業、また中学校については、保健体育、あるいは特設の喫煙防止教室などにおいて、それぞれの学年、発達段階に応じ、適切な学習指導を行っていただいております。その指導の中で、ご指摘のありました学校薬剤師の先生を初め、南丹警察署、あるいは南丹保健所、町の保健福祉課等から外部講師としてお迎えをして指導を行っていただいております。

以上のようなことであります。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） こうした授業を行っていただいております効果というか、何かありましたらお伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） こうした指導によりまして、喫煙による健康被害について、本町の児童生徒については、十分認識をしているのかなど。また、そのことは、生徒指導上の課題として、喫煙事象等については、本町の場合、小中学校を通じて、そうした事例については、報告はされておられませんので、一定の効果があるというふうに認識しております。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） この受動喫煙で見過ごせないのが子どもへの影響です。ぜんそくや乳幼児突然死症候群は、因果関係が確実で中耳炎や虫歯はほぼ確実とされています。埼玉県熊谷市では、10年前から市内の小学4年生を対象に尿検査を行い、受動喫煙の実態を調べています。特に数値の高い子どもに関しては、保護者に対し、注意を促す文書を送っています。調査を始めてから、保護者の喫煙率は少しずつ低下しているとのことでした。本町も熊谷市が取り組んでいる小学生の尿検査でニコチン量をはかる。生徒と家族の健康を守るために取り組む考えはないかお伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 家族の中に喫煙者がいらっしゃるという場合につきましては、子どもの受動喫煙の危険性が極めて高くなるというのは、これは容易に想像もできることでございます。ご質問にございました検査につきましては、熊谷市では行われているということで、実証されておりますので、新たにニコチン量の検査を実施するという考えは現在のところございません。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 先ほども言いました。子どもにはすごく大変な影響がありますので、何か一つでもこうした小さい子どもに対してのこういった検査、前向きにこれからも調査して取り組んでいていただきたいなと思います。

次にいきます。

消防団員の受動喫煙対策は、どのような対応になっているのか、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 消防団活動につきましては、訓練でありましたり、災害時の対応等、消防団活動を実施中につきましては、禁煙として活動いただいております。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 禁煙となっているということなのですが、詰所の会議中とか、詰所内での受動喫煙対策はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 消防団活動中につきましては、先ほども申し上げましたとおり禁煙としておりますが、詰所につきましては、現在については、町のほうからの特段の定めというのはございません。受動喫煙を防止する観点から啓発なり、周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 今、町長にお答えいただきました詰所内であっても、消防団活動の一環かと思っておりますので、また消防団のほうでは、こういう対応をお願いしたいと思っておりますし、次の質問で、若いお父さんで活躍されている方や中には望まない受動喫煙でいる団員もあると考えます。防火防災活動の点からも、活動時間帯と詰所内の禁煙に取り組むべきと考えますがお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 受動喫煙を防止するという観点から、詰所内でそれぞれの部なり分団において、まずは徹底をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 徹底をよろしくお伺いいたしまして、次の質問にいかせていただきます。

3つ目ですが、太陽光発電ガイドラインについて。

本町では、太陽光発電施設等の設置と管理に関して、災害の防止、良好な景観の形成、生

活環境の保全、また地域住民との合意形成などを図り、安全で安心な地域社会を構築することを目的として設置事業者に対し、太陽光発電施設の適正な導入、管理を促すため、平成29年8月10日から施行し、9月10日以降に着工する発電設備から適用するとしています。このガイドラインの運用と周知は、どのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 太陽光発電設備設置事業者等に対しましては、近隣住民とのトラブルを防止するために、地元の説明会等の実施でありましたり、地元要望等への対応、周辺環境や景観との調和に配慮するなどのガイドラインに沿った運用を求めているところでございます。

また、住民や事業者への周知につきましては、広報紙でありましたり、ホームページに掲載しておりますとともに、住宅用の太陽光発電システムの設置に対する補助金交付申請者等に対しましても当該のガイドラインについての情報提供をその都度都度行っているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） このガイドラインが施行されてから町民からの問い合わせや苦情はどうか、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 昨年の8月10日にガイドラインが施行されて以降でありますけれども、施工業者等からの問い合わせがほとんどということで、ガイドラインでは事業において、近隣住民への説明会の実施を求めるということにありまして、苦情等につきましては、現在のところ、特に寄せられていないというところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 町民への周知がなければ隣に太陽光発電が知らない間に設置され、後になってから苦情が届いては大変です。企業はもちろんのこと、町民への徹底した周知に取り組むべきと考えるがどうか。

先ほども町民への徹底として広報とかいろんなことを取り組みしていただいておりますが、設置者としての町民さんは、そうした申請とか、企業さんも行政に來られてそういったことを知られると思いますし、町民さん全体に本当にこうしたガイドラインができていくということをもう少し徹底して町民さんに諮っていただかなければならないのではないかと思います。今後、町民からの苦情や、またガイドラインに沿わないで設置される事業者がもし出てきた場合は、どのような対応をされるのか、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほど申し上げた繰り返しになるわけですがけれども、これまでの周知方法に加えまして、お知らせ版でありましたり、ケーブルテレビでありましたり、そういったことによって周知していきたいと思えますし、町の条例でありますので、また議員の皆さんにもお世話になって住民の方に周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

仮定で沿わない業者が来た場合、それはどういうケースが考えられるか、ちょっと仮定の問題なのであれなんですけれども、地元の意向なり、住民の苦情等に考慮しながら対応を考えてまいりたいというふうに思うところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 今、町長にお答えいただきましたが、町民さんの苦情とか、そういったことに対しては、やっぱりこのガイドラインがある限りは、そうした苦情の出ない周知にも徹底していただきたいと思えますし、先ほども、再度になりますが、この苦情が届いてからの町としての対応、業者に対して、設置者に対して、何かどのような対応がこれからできるのか、その点もう一度お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ガイドラインもあるわけですがけれども、業者に対しましては、苦情に対する内容について、円満に解決できるように町としても指導してまいりたいというふうに考えます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 本当にこうした苦情の出ないためのガイドラインでありますので、私たちが周知、また皆さんに訴えてもいきたいと思えますし、今後また安心して安全な地域社会を構築するために、またよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（篠塚信太郎君） これで、森田幸子君の一般質問を終わります。

次に、野口正利君の発言を許可します。

2番、野口正利君。

○2番（野口正利君） ただいま議長から許可をいただきましたので、通告書に従いまして、質問をさせていただきます。

明治維新150年に寄せてということ以下を以下の文献を参考にしながら、質問をさせていただきます。

明治維新というふうに表現をすれば、長州藩寄りになってしまいますけれども、戊辰戦争から150年に寄せてとするほうが地域的には適切な表現になりますが、安倍総理が明治維新から150年目の節目とされたので、あえてそのようにさせていただきます。

「明治維新という過ち」の著者、原田伊織氏は、京都市の生まれで、恐ろしいタイトルがついていますけれども、「呪われた明治維新」の著者、星 亮一氏は、福島民報社記者、そのほかをされておまして、福島県で活躍をされている方です。「明治維新という過ち」の中に、この本の中13ページに「それにしても不思議である。天皇のおわす御所に大砲をぶっ放すという、長いこの国の歴史に存在しない暴挙を決行して」というふうにあります。尊王攘夷を唱えて、御所に大砲を向けるという、これは信じられない出来事です。それから34ページに、「興福寺だけで2,000体以上の長い歴史を刻んできた仏像が破壊されたり、焼かれたりしたことがわかってきている」というふうに書かれてあります。興福寺とあったので、興福寺といえ、藤原氏の氏寺なので、これは貴族への襲撃を直感したわけですが、明治初期の廃仏毀釈のために、我が国の寺院が半分以下になり、国宝級の建物や仏像の多数が破壊されたり、売却されたりしたと。哲学者の梅原猛氏は、明治の廃仏毀釈がなければ、現在の国宝と言われるものは優に3倍はあっただろうというふうに述べておられます。

参考までに現在の国宝が絵画160件、彫刻134件、工芸品が253件、書籍、典籍が227件、古文書が61件、考古資料が47件、歴史資料が3件、計885件、それから建造物が225件、合計で1,110件ありまして、この3倍の国宝を破壊してしまっているということになります。大阪学院大学教授の森田健司氏の「明治維新の真相」の中で、「私利私欲に走った維新志士の月給は750万円」、現在のお金に換算して月給が750万円です。どこが維新なんやろうというふうに思うんですけれども、富と財産、名誉、地位、これらを手に入れただけのことやったんやないかというふうに思います。会津藩も物すごい悲惨な目に遭っています。会津若松市の教育長をされた宗像精さんは、「私は歴史家ではないが、小学生時代に会津が賊軍だったと教える歴史の教科書を使わされた。親からは会津は悪くないと教えられたものだから、どうしても薩長憎しという感情が残った。戦後の教科書からは、そのような記述は消えたが、勝てば官軍負ければ賊軍という歴史の捉え方は今も残っている。会津は賊軍ではなかったし、朝敵でもなかった。その歴史的事実が確かめられるのを見届けてからあの世に行きたい」というふうに言っておられます。戦前の教科書が長州藩による長州藩のための教科書であったと言えらると思います。私が見た長州の盛期は戊辰戦争から終戦までだったというふうに思っています。長州の残虐非道の行為を知ったときに、同じ日本人がこんな殺し方ができるのかという疑問視をしたときに、そこに同和問題がダブって見えて

きたわけですが。この殺し方というのは、ちょっとここではよう表現できませんけれども、104ページに描かれております。私も、ほんの6カ月ほど前まで、江戸時代の身分制度の悪影響が今に引きずっているものばかりとと思っていました。私も同和地域に生まれて、この身分制度がどこの誰がつくったのかというのを調べたことがありまして、結局ちょんまげという韓国語にぶち当たりました、ちょんまげというのは、実は単語になっていますけれども、あれは韓国から見たら、「ちょん」の単語と「まげ」の単語と2つになっているという、これは「日本語の真相」というイ・ヨンヒさんがその本の中で書かれてありまして、日本語が韓国語になったという、この辺まで突きとめましたけれども、そこまでにしておりました。

それで、現代社会において、Yahooに問題を投げかけて検索すれば、すぐ回答が返ってきますので、それに入力をして検索をいたしました。多分の今の時代、人権思想が相当浸透しているということを確認して、信じて、少し厳しい言葉も出てくると思いますが、よろしく願いをいたしたいと思います。

鬼塚英昭さんの「日本のいちばん醜い日」の487ページに「田布施のこのグループにやがて吉田茂が一族として加わってくる。上海にいたサッスーン、ジャーディン・マディソンという、ロスチャイルド財閥から援助され、財をなした吉田健一は、ある長崎の女郎が産んだ子どもを養子にする。吉田茂その人である。その子が長じて東大法科に裏口入学をする」、東大法学部に裏口入学できた時代なんです。ほんまかどうかは知りませんが、そんなふうに書かれております。

同和問題は朝鮮人と日本人の関係が大変大きいというふうに感じました。戊辰戦争から150年目にして、ブーメランのようにもとに戻っていったように私は思います。歴史が改ざんされたことについては、亀岡出身の北村龍象さんが郷土史の丹波誌15巻編さんされていますけれども、この中にありました。私が20年か30年ぐらい前に、綾部のアスパというスーパーに行ったときに、東口からちょっと入ったところに本屋さんがありました。そこに丹波誌が置かれてありまして、立ち読みをしていましたら、貝原益軒の「西北紀行」の中にあります、「これ土佐太守山内氏の先祖の住めりしところなり」というのが三ノ宮の山内孫二郎さんにあてられているということになります。このことは貝原益軒が西北紀行の中で、中台と院内の間に山内村あり、これ土佐太守山内氏の先祖の住めりしところなりというふうに貝原益軒が院内と中台の間に山内村があつて、ここが山内氏の先祖、名字が生まれたところですよというふうに言っているにもかかわらず、北村龍象さんが丹波誌の中で、この山内孫二郎さんにあてて、これ土佐太守山内氏の先祖の住めりしところというふういうたっておりますので、これで大変混乱しているというふうに思います。これが歴史をゆがめたと私は、

明治時代に歴史がゆがめられたというふうに思っているわけです。北村龍象さんも貢献者ではありますけれども、教育を通じて、明治の礎を築いた人とありますというふうにあります。北村龍象さんも、なぜその貝原益軒のこれ土佐太守というのが、そこにいったのかというのが、明治維新でゆがめられたという、そんなふう思っております。

それと豊田に紅村があるということがちょっと不思議だったんですけれども、ここは、新宮村と谷村で二つの村で豊田というふうに年貢米とか納めた天保郷帳の中には記されているんですけれども、何でまたここに紅村が存在するのかということもちょっと不思議でした。というのも、豊田と上豊田とで少し壁があって、お寺の棟を壊しにきたという歴史があります。そのときに紅村を証明する仏像がいったんじゃないかという、そういうふうに仮説を立てると、そのことが証明できると私は思っているんですけれども、とにかく歴史をゆがめられたという、ここに大きな問題がありました。上豊田も差別される原因があったとは思いますが、それを探しました。それで、これは年貢米を調べているときに気がついたんですけれども、1834年の天保郷帳という帳面に書かれている数字なんですけれども、新宮村42戸、戸数があって、273.735石、1戸平均が6.5石になりますね。谷村、ここが55戸、戸数があって、327.63石、1戸平均6石ですね。紅村、78戸、戸数があって、259.617石、1戸平均が3.3石になります。坪井村、73戸、戸数があって、518.881石、1戸平均が7.1石になります。高屋村が99戸、戸数があって、527.38石、1戸平均が5.3石、実勢村が80戸、戸数があって、781.678石、1戸平均が9.8石となっております。この石高を調べたときに1戸平均3.3石と極端に少ないんです。恐らくここが差別される原因があったのではないかということは、農民の勢力というのが出てきていますので、その影響で差別があったのではないかというふうに思います。

それで、農民の勢力ということなんですけれども、農民の勢力を確認できるのは、新宮村、紅村、谷村、3村で豊田村になっています。坪井村と高屋村で富田村になっています。十勢村、十の勢いと書いて十勢村で実勢村になっています。ちょっと高原地域のそれを調べたんですけれども、明治18年ですね、1886年の地方行政区画便覧の中に書かれているんですけれども、全部田にちなんだ村になっています。豊かな田んぼ、豊田、富んだ田んぼ、富田ですね、実勢、実る勢いという、全部田にちなんだ村になっているところが私は農民の勢力があったんじゃないかというふうに考えています。

それで、明治維新から150年を祝うことは私にはできません。そらそうですよね。明治維新に同和地域にさせられて明治維新を祝うことなんかできない相談です。それで、本町で

は明治維新150年をどのような政ごととするのか、町長及び教育長の見解をお伺いしたい
と思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 明治の150年ということでありまして、その明治の歴史的な
評価というのは、歴史家にゆだねたいというふうに思いますけれども、明治維新の頃の歴史的
的な事象の舞台でありましたり、日本の歴史に大きな影響を与えた人物のゆかりの地という
ところにありますし、さまざまな明治の150年というイベントが開催をされているところ
でありますし、内閣府におきまして、明治150年関連の施策の推進室というのがあつ
て、そこでいろんな施策の一覧が出ておったりするわけですが、本町におきましては、
いろんなそういった社会の変革は明治維新によってあったとは考えますけれども、先ほど述
べましたいろんな地域と比較しますと、関連した顕著な事象には乏しいということでありま
すので、明治の150年を記念しました行事等を殊さらに実施をする予定というのではないと
ころでありますし、また、人権の問題につきましては、町民の人権意識を高めて、差別のな
い地域社会を目指して、毎年人権講演会でありましたり、映画会を開催しているところであ
りますので、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えします。野口議員ご指摘のように、明治となって150年、
あわせて言いますと、京都府が設置をされて150年という、そういう節目でもあります。
この節目に当たり、教育行政としてどのように考えるかというご質問かというふうに考えて
おります。教育委員会としては、この150年の節目に当たり、そのための特別の事業、取
り組みは考えておりません。ただ、明治という時代の転換がさまざまな不十分さや制約を持
ちつつも、その後の多くの人々の血のにじむ努力や取り組みを通じ、教育の分野でいえば、
全ての子どもたちにひとしく教育を受ける権利を保障することにつながったということをお
忘れてはならないと、そのように考えております。教育委員会としては、この機に当たり、こ
れまでの歩みの中で培われた基本的人権を基盤とした今日の教育の基本を改めて確認をし、
今後の教育行政に当たっていききたいと、こんなふうに思っております。

以上であります。

○議長（篠塚信太郎君） 野口君。

○2番（野口正利君） ありがとうございます。この日本の国で差別のない、安心・安全な
国家を目指して、戊辰戦争から150年を人権国家となることを祈念して、一般質問を終わ

りたいと思います。ありがとうございました。

○議長（篠塚信太郎君） これで、野口正利君の一般質問を終わります。

昼食のため、ただいまから午後1時30分まで、暫時休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午後 1時30分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷山眞智子君の発言を許可します。

6番、谷山眞智子君。

○6番（谷山眞智子君） 6番、谷山眞智子でございます。通告に沿って、質問をさせていただきます。

京丹波町ホームページに紹介されている旧須知小学校ですが、先般ロケーションオフィス事務所開所式に来賓で来られておりました映画関係の方の挨拶に、琴滝や質美八幡宮、そして旧須知小学校で撮影されたことを話されていまして。本町は観光や映像のまちとしてアピールされています。これから風景や建物など活用も増えてくる中、特に昭和初期の学校様式を残している旧須知小学校は、歴史的、文化的遺産であり、町民の誇れる財産でもあります。しかし、雨漏りや老朽化によりまして、建物が傷んでおります。

また、縦貫道工事によって取り壊された須知本町にありました岩崎革也邸は明治大正初期の建築様式を残した建物で広い庭には茶室もありました。残念ながら、革也氏の資料等は園部の資料館に保存されていますが、建物の一部でも町内に移築されていたら、観光、映像のまちに役立っていたと考えられます。こうした歴史的、また文化的遺産の保存について、どのように対応されていくのですか、質問したいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 旧の須知小学校につきましては、今もご指摘のとおり、いろんな文化的な価値を有する建物として認識をしておりますし、また木造建築としても建築家の庁舎の設計をしておられます東大の香山先生のほうも見て、非常に建築物としてもすばらしい建物であるというようなこともおっしゃっておられました。そういった意味も踏まえて、現状を基本にですけれども、適切な維持管理に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） なかなか財政も厳しい中でございますが、何とぞ歴史的な価値のあるものを残していく対応をしていただきたいと思います。

続きまして、新庁舎建設に当たり、本庁、和知・瑞穂支所、教育委員会、保健福祉課の一部がこれまでの場所で業務を行うと伺いました。本庁でも支所でも同じようなサービスが受けられることには、本庁、支所、教育委員会、健康福祉課の出先機関がしっかり連携し、つながれていることが大切だと思います。情報機器によって、ネットワークづくり等については、どう考えられていますか。また、教育委員会での会議について、移動時間や経費のロスが問題になったりしています。その中でW e b会議は可能なのでしょうか。京都府庁とのネットワークはどうなっていますか。お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町民の利便性の向上を図りますワンストップサービスの実現に向けて、本庁と支所の出先機関が効率的で迅速な連携が行えるよう、システムの導入をしてまいりたいと思います。今もご指摘がありました本庁と出先機関を結んで、テレビ会議室を配置をしまして、会議を行うことでありまして、今はもうパソコンでW e b会議もできるようなシステムもありますし、もちろん府内のネットワークを使って、そういったこともやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 京都府とのネットワークもうまくつながれているんですね。

（太田町長の発言あり）

○6番（谷山眞智子君） W e b会議もそうですけれども、もっといろんな危機管理とかそういうことで、情報の管理とか、そういうことも京都府と連携して行うとか、そういうふうになっていますか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） もちろん京都府とも連携をして事業を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 総務省がすごくこういう I C Tですか、そういうのを進められています。なかなかそれを全部取り入れるということは大変難しいことですが、ほかのところよりも京丹波町、観音峠を越えたら、そこは田舎だったとか、一昔前だというふうにならないように対応していただきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君、答弁要りますか。

○6番（谷山眞智子君） お願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 確かにこの辺につきましては、ICT、ネットワークの少し谷間になっている部分もあります。先日も総務省のその担当のところに早期の光ケーブルの布設に向けた要望にも総務省のほうに行ってきたところでありまして、そういった実現に向けても努力をしまいたいというふうに考えているところでもあります。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） それと関連してなんですけれども、よく園部まではe o光が通っているみたいなんですけれども、こちらのほうの状況としては、どういうふうになっているのでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 民間の関係の光化でございますけれども、企業向けのネットワークはできているようでございますが、個人向けにはないという現状でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 個人向けというのがないということは、これからいろんな方がおみえになって、ここで暮らしていく上で、やっぱりそういうことも民間の企業が入るということも考えてほしいですけれども、そういう可能性というのは、大体いつ頃とは言いませんが、あるのでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） これはあくまでも民間のお考えですので、行政側が指導したり、また期日を決めたりはできないわけでございますが、利便性が高まるように、民間参入もしていただけるようなことがないかどうかというようなお話はさせていただいているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 今、前向きなお話をいただいてあれなんですけれども、やはり若い人に来ていただくとか、それからよく言われるIT企業であれば、法人とかそれであれば、今の状況でネットの契約ができるということをお聞きしたんですけれども、やっぱり個人で起業されている方もあったりとかする中で、やっぱり利便性を図るといいますか、そういう方の利便性を図っていくように、町のほうでも働きかけをしていただきたいと思います。

次に、丹波地域開発株式会社に係る公金支出問題について、質問をいたします。

太田町長は、選挙公約や所信表明で、町行政の公正化を挙げ、丹波地域開発への公金投入について、しっかり調査と議論を行う。また弁護士による調査委員会を設置、結果の公開と厳正な処分を約束されました。この7月からタウンミーティングが始まり、公金支出につい

て、情報公開と説明責任を果たされるようですが、町長に就任されて、約半年余りになりますが、公金支出について、どのような調査方法を行われたのか。総務省の指針に沿って議論されたのですか。また、議論されたのであれば、どういう方々を集めて議論されてこられたのか、そういうことをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） この公金支出に関する関係でありますけれども、まずは、町民に対しても説明責任といいますか、一切説明が今までされてこなかったわけですから、それをしっかりと説明をまずはしたいというふうに考えております。丹波地域開発への公金をなぜ投入しなくてはならなかったのか、そういったことも含めて説明をしていきたいというふうに思っておりますので、7月から12会場でタウンミーティングを開催をさせていただく予定にしておりますので、その場で町民の皆さんに説明を申し上げて、町民の方々からのご意見を頂戴したいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 今、公金投入がなぜ必要であったかとか、そういうようなことの説明と言われたんですけれども、公金投入に至るまでにいろんな総務省の指針では、こういうことをちゃんとチェックしましたかとか、そういうようなことが書かれているんですけれども、そういうことについては、一応チェックされたというのか、検討されたということはあるんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） その事実に基づいて、今までの経過をしっかりと説明をしたいというふうに考えているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） その事実ということは、今までのこういうふうに公金が投入された、その過程でどうであったかという検証ですね、そういうことはされたんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） この問題は、町民の方に説明をしたいというふうに考えておりますので、町民の方はこのことに対して、ほとんど何も知らされていないというのが実態でありますので、まずはそこをしっかりと説明をしてから判断をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） タウンミーティングでは、そういうふうな今までの経過をお話しに

なるということなんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） はい。経過も含めて説明しないと、町民の方は何の話かわからないと思いますので、そこからスタートして、説明をしていきたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 説明責任を町長さんは町民の方々にわかるようにということですが、町長自身としては、そういう今までの経過に対して、どういう考えといたらおかしいですけども、何かやっぱり基準にするものがあると思うんですけども、考え方の中に。それをどういうものに基準をもって考えられているかというところをお尋ねしたいんですけども。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） この投入の問題につきましては、いろんな経過があると思いますけれども、投入することによって生じる効果と、それから投じないことによって失うもの、そういうものを総合的に判断をしていくわけですけども、それについて町民の方に説明をして判断してもらう材料を与えてご意見を頂戴したいというふうに考えているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） それでは、今まで6カ月余り、町長の職に就かれてきた中で、最初に公約されたことに対する自分自身がこういう部分についてチェックしたいとか、そういうことはどうなんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ですので、説明をさせていただく中で、町民の方のご意見もいただく中で、判断をしまいたいというふうに考えているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 公金投入に対する裁判というんですか、そういうことをさせてもらっている者としては、やっぱり最初に言われた情報公開、それを前の町長は裁判所から請求があれば、必ず裁判所から請求してくれという返答だったんですけどもね。この間も太田町長は裁判所が言ったら抗わないということでしたよね。そういうふうな中で、今回不思議というのか、そういう裁判のことでなんですけれども、町政が変わって、ちょうど裁判所に行ったときなんですけれども、町政が変わったので、町側の弁護団としては、また変わるかもしれないからということ町側の弁護団のほうから言われたんですけども、実際のところ

は、太田町長の町政になってもそのまま引き続きであり、また今回、寺尾豊爾氏の弁護士が、それに町側と一緒に入ってくるということをお聞きしたんですけれども、そういうところについては、どのようにお考えですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 裁判所から情報公開の請求があった場合は抗わないということは申し上げましたし、それに変更はありません。ただし、今までにおいて裁判所から資料の公開の請求は届いておりません。相手側の弁護士からは届いておりますけれども、裁判所からは届いていないのが実態でありまして、その中でやはり向こうの弁護士からの対応につきましては、いろんな個人情報等ありますので、全てを公開するということはできませんので、そういう対応を今させていただいているというところでございます。裁判に前町長が参加されたというのは、補助参加という制度がありまして、それは自分の利益を守るために参加されたんじゃないかなというふうに理解をしているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） その補助参加ということで、参加されたことには、町としては別に参加する必要ないということではなかった。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 私もそんなに司法に詳しいわけではありませんが、自分の利益を守るために補助参加という制度があるのではないかなというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） そうおっしゃるのはよくわかるんですよ、その裁判所の裁判の補助参加というところには。でも町としての方針とか、そういうのはやっぱりしっかり持って、町民に納得できるやり方をしてほしいと思います。

次に、質問します。

京丹波町長等政治倫理条例について、お伺いします。

京丹波町地域振興拠点施設整備事業で、味夢の里の総工費は約18億円でした。そのうち施設の設計、建設工事にかかる7億8,000万円余りの工事を落札したのは、前町長の親族企業、また指定管理者も同グループに委ねられました。この巨大な公共事業に前町長の親族企業が請け負うことについて、納得できない思いを持っていたのは私だけではないと思います。この件について、山田均議員は、「職員倫理条例に違反ではないか」と質問したところ、前町長は「違反するものではない。疑いを持たれるのは不徳のいたすところである」と答弁しています。太田町長は、前回の質問で「職員倫理条例を遵守する」と答弁されました。

この職員倫理条例は、町長等及び職員を一括して対象にしています。しかし、直接住民から選挙され、住民に責任を負っている町長と職員採用試験に受かり、地方公務員法の適用を受けている一般職員を同列に扱うことはできません。そもそも倫理監督者に総務課長が当てられており、職員倫理委員のメンバーは、副町長、参事、あるいは監理課長など自分の上司にあたる町長に対して監督できるはずがありません。町長など特別職については、政治倫理条例により一般職員は行政倫理条例により明確に区分して対応する必要があります。全国の自治体が制定している政治倫理条例では、自治体の発注する工事の請負に関して、町長の親族のかかわる企業は辞退するように明記されています。また、京丹波町の議員政治倫理条例でも自治体の発注する工事の請負について、議員の親族企業は辞退するように努めると明記されています。町長は議員とは比較にならない裁量権、つまり権力を持っています。政治倫理として、議員に要求されることが町長に要求されないわけではありません。町政の公正化を実現するため、現行の職員倫理条例を見直すとともに、町長等政治倫理条例の制定を求めます。

政治倫理条例は、町長や議員のための単なる訓示規定ではありません。町民の町民による町民のための倫理条例です。公開の倫理審査会をつくって、住民1人でも審査会の請求ができるようにするべきです。追加して強調しておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ただいま議員ご指摘のとおり、京丹波町の議会議員の皆さんには、政治倫理条例があつて、町長、副町長、教育長も含め職員は、京丹波町の職員の倫理条例というように形で整理がされているところでもあります。しかしながら、職員と理事者、特別職につきましては、倫理に関して明確に区分する必要があるというふうに私も考えておるところでありますし、今ご指摘もありましたいろんな町内での工事等のときに、甲乙で親子というようなことについては、やはり町民の疑義を招きますし、公平・公正とは言いがたいところがあると思いますので、議員ご指摘のような内容で検討して、特別職は別のといいますか、ちょっとどういうふうにするかわかりませんが、倫理条例を定めるのがいいのかなというふうに考えているところでもあります。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 今、町長が言われたように、町長、それと特別職の政治倫理条例を、それを早く制定していただいて、町民にやっぱり町長がおっしゃる公平・公正、そういうことを知らしめるものになると思いますので、なるべく早くよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと早いですがけれども、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（篠塚信太郎君） これで谷山眞智子君の一般質問を終わります。

次に、東まさ子君の発言を許可します。

4番、東まさ子君。

○4番（東まさ子君） それでは、平成30年第2回定例会における私の一般質問を行います。

まず最初に、公平・公正なまちづくりについてとして、第三セクター丹波地域開発株式会社への6億700万円の公金投入について、次の6点について伺います。

まず最初に、丹波地域開発株式会社の代表取締役は、畠中源一京丹波町前副町長が就任をされておりましたが、副町長をやめられたところであります。現在、役員体制はどうなっているのか、伺います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 本日時点の状況を申し上げますと、丹波地域開発株式会社の役員状況につきましては、従来どおりの経営陣ということで、社長は畠中源一前副町長というような状況でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 畠中前副町長は、公職の充て職というか、そういう立場で代表取締役になっておられましたけれども、今後において引き続き継続して役員で頑張っていただけるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 株式会社でございますので、人事案件につきましては、株主総会において決定をされるということでありますけれども、役員の変更なり、それから追加の補充について現在検討されておるといふふうに認識をしております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） それから、本町が出資をしております第三セクター丹波地域開発株式会社の第26期の経営状況をどのように把握されているのか。売上総利益でありますとか、当期末収金、減価償却費の状況はどうなっているのか、お伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 丹波地域開発株式会社でございますので、株主総会の承認をもって決算が確定し、決算結果が公表可能になるというふうに考えておるところでございます。平成29年度決算状況につきましては、株主総会が現時点では開催をされておられませんので、その時点で私も報告を受けるというふうに認識をしておるところでございます。9月の議会におきましては、ご報告できるというふうに思っているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 第1の大きな株主でありますので、いろいろと総会の資料は来ていると思うんですが、総会の決定ということでおっしゃっておられますので、また9月にその件については、お聞きいたします。

それから丹波地域開発株式会社の経営は、利益が出ていても内実は多額の借金を抱え、返済が苦しくなって、6億700万円の公的支援を受けることになりました。第26期の借入金ほか、返済状況はどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 繰り返しになり申しわけありませんが、その借入金の状況につきましても、決算の内容にかかわってくるものでございまして、株主総会におきます承認を得ていないという状況でありますので、現時点ではご報告することができないというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。なお、同じく9月議会には、ご報告をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 次に、第25期の決算における未収入金が3,170万9,763円ありましたけれども、これは回収可能なのか。回収できなければ資金不足になるのではないかと思います。1年以内に返済しなくてはならない流動負債は、1,378万4,152円ありますけれども、これを1年以内に現金化して、その返済に充てることができる流動資産は4,616万5,667円ありますけれども、もし3,170万9,000円余りが回収不能になりますと、1,000万円余りしか現金化できる、そういうものがないので、計算しますと流動資産に対して、負債が100%未満ということになると資金不足と言われておりますので、このままでいきますと、取引が安定した資金で賄われないというようなことになるかと思いますけれども、どのように見ておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 第25期の決算における未収金の回収状況でありますけれども、これにつきましても決算書類、決算事項になりますので、その会社の株主総会を経て、ご報告をさせていただきたいと思いますので、9月議会ではご報告をさせていただきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 第26期の決算にかかわっているかもわかりませんが、これは第25期の決算の中に3,100万円余りの未収金があるということで、現状どうなっているのか、そのぐらいはいろいろと調査もされてきたということでもありますので、把握なり、

何なりとしておられると思っておりますけれども、どうですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） その数字につきましても、あわせて決算結果とともに報告をさせていただきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） なぜ第25期の数字が第26期の決算と一緒に報告しなくちゃいけないんですか。いろいろと調査をされてきて、自分なりに勉強しているということで、3月議会にもおっしゃっておられましたけれども、こういう会社の経営状況については、一番大事なことなのではないですか。もう1回お尋ねします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現時点におきましては、個別の回収状況について把握をしていないところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 総務省の指針にもやっぱりきちんとしっかりとそういう経営状況について把握しておきなさいということがうたっておりますので、それは町長としては怠慢なのではないかなと思っております。しっかりと調査しておいてください。

それから、これまでいろいろと調査をしてくださいということで私も言うておきまして、その中で選挙でも7割の方がきっちりと公金の支出を正せと言って、訴えた候補者に入れたということでもあります。そうした点では、やっぱり客観的には、この事件については、みんな納得していないということでもあります。そうしたもとの、しっかりと調査をして報告するということでもありますけれども、その報告についても財政法上、本当に合理的な基準によって、この金額が算定されて支出をされたのか。最小限度を超えて支出をしてはならないという、そういう財政法上のそういう決まりもある中で、その点については、どのように調査する中で、町長は確認をされたのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 公金投入に至った経過としていろいろあると思うんですけども、その中身につきまして、先ほども申し上げましたけれども、町内でのタウンミーティングの開催での説明も踏まえて、皆さんからのご意見等も踏まえて、判断をしてみたいというふうに思えます。投入によって、当然プラス面、マイナス面の評価があったと思えますので、そういったことも説明をしながら皆さんのご意見も頂戴したいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

- 4番（東まさ子君） 議会も町民の皆さんのご支持を得て議会が出てきておりますので、町民に應えるのと同じように、やっぱりきちりと応えていただかなくてはいけないと思っておりますが、そういう点で適当な最小限度の支出であったと町長は今、考えておられるのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。
- 議長（篠塚信太郎君） 太田町長。
- 町長（太田 昇君） タウンミーティングでのご意見等も踏まえて総合的に判断をしてみたいというふうに考えておるところであります。
- 議長（篠塚信太郎君） 東君。
- 4番（東まさ子君） 現在、係属中の住民訴訟「違法公金支出返還請求事件」に関し、4月13日付で、今もありましたけれども、寺尾豊爾氏が補助参加をされることになりました。補助参加について、町長の見解をお聞きしておきたいと思います。
- 議長（篠塚信太郎君） 太田町長。
- 町長（太田 昇君） 利害関係を有する第三者としての判断で自己の利益を守るために参加をされたのかなというふうに認識をしているところでございます。
- 議長（篠塚信太郎君） 東君。
- 4番（東まさ子君） そういう制度があるので、それにのっかって、参加をされたということでもありますけれども、そうすれば町長と補助参加人との関係というのは、どういうふうになりますか。
- 議長（篠塚信太郎君） 太田町長。
- 町長（太田 昇君） 少し整理をさせていただきたいと思います。
- 議長（篠塚信太郎君） 東君。
- 4番（東まさ子君） 補助参加人は、みずからの利益を得るために参加をされたということではありますが、町長はそうしたら補助参加人から援助を受けるということですか。
- 議長（篠塚信太郎君） 太田町長。
- 町長（太田 昇君） そういうことではありません。私も司法の専門家ではありませんけれども、訴訟に対して自己の利益を守るために、その訴訟に参加できる補助参加という制度があるというふうに理解をしておるところであります。間違っていたらご指摘ください。
- 議長（篠塚信太郎君） 東君。
- 4番（東まさ子君） 私たちというか、私も訴訟に参加しておりますので、原告ということで、町長は被告ということになっております。そういう関係にあります。補助参加人がみずからの利益でということでもありますし、町長、そうしたら同じ、いけば原告に対して反論

をするわけですね、町長も、補助参加人も。そうしたら同じ立場で、そういう裁判に参加するということになるんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 同じ立場にはならないというふうに考えております。寺尾氏については、あくまで自己の利益を守るために参加をされたということでありますので、私の立場と全く同じということではないと思いますが。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 参加されても全く異議はないということですね。異議を唱えることもできるということであってありますけれども、異議はないということですね。

それからいろいろとありますが、利益云々ということになっておりますが、やはりこのことにつきましては、公金ですので、本当に必要最小限度の支出ということが問われております。前の町長はあれですね、借地料についても日々検討しているということでありましたけれども、第25期の土地の借地料については、2,000万円余りで、余りそういう町が丹波地域開発株式会社から買った土地の値段と比べたら、まだ格段に格差があるということですが、それはどういうふうに考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 通告外の質問ですが、町長、答弁しますか。

（太田町長の発言あり）

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） いろいろとタウンミーティングということで、答弁を逃げられましたけれども、やはりきっちりと我々も町民の皆さんの代表として出てきているので、きっちりと公正・公平な立場で調査した内容について、明らかにするべきということを指摘をさせていただきます。

2つ目に、高齢者介護保険対策について、伺います。

地域包括ケアについて、次の5点について伺います。

訪問介護の生活援助について、一定回数に達すると、利用が適正かどうかを確認するために、市町村が介護計画を点検する取り組みが本年10月から始まります。介護保険法は、保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき提供されるとしております。10月からこういう制度が始まることから、必要なサービスは抑制しない、機械的な対応はしない、安心してケアマネジャーにプランを立ててもらえるように、そうしたメッセージを事業所に届けることが必要だと考えますが、どのように

お考えであるか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 利用者からの依頼を受けた居宅介護支援事業所のケアマネジャーにケアプランを作成をいただいておりますけれども、作成に当たりましては、利用者それぞれのご意向でありましたり、心身の状況、生活環境等に応じた内容としていただくことはもちろんでありますけれども、そのご家族のご意向にも配慮したケアプランを作成するということが求められておるといふふうに考えております。今後におきましても、利用者ご本人の心身状況の維持向上と自立支援につながる適切なケアプランを作成いただくように働きかけをしていきたいと考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） （音声なし） 自体、介護保険の趣旨を踏みにじるものであります。今、町長がおっしゃっていただきました答弁では、必要なサービスを必要なだけ提供する計画をつくっていくということで受けとめてよいのかどうかお聞きしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） そもそもこういった制度ができたのは、通常の利用状況からかけ離れたケアプランが作成されるというような現実があったというようなことがそもそものきっかけではないかというふうに思います。そういったことが背景にあるということも踏まえながら、そうはいいまして利用者ご本人の心身状況の維持向上なり、自立支援につながるプランをつくっていくべきだといふふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） そうすれば、この間でその基準をオーバーするケアプランもあったということで、これまでの答弁で課長答弁でありましたけれども、そうしたものについては、今言ったように、機械的にするのではなくて、しっかりと必要なサービス計画を立てていくということで、今までどおりでよいのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） そうした改正の趣旨も踏まえて、あながちといたしますか、どうしても必要以上のサービスの提供に陥りやすいというような制度というものもあるかというふうに考えていますので、そうしたことも踏まえながら、公平に適用されるように努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） そうすれば、もしオーバーした場合、そのケアプランを立てたケアマ

ネジャーですね、そうしたケアマネジャーなんかもその検討会議に町の職員らを含め、検討会議に参加できるのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） ただいまの地域ケア会議等の関係でございますけれども、まだ現時点におきまして、国のほうから詳細なものが届いておりませんので、現時点では、詳しいことについては申し上げられないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） （音声なし）ものについてもしっかりケアマネジャーも参加する中で、必要なサービスがきちんと提供できるように、町の裁量でしっかりとやっていただくように求めておきます。

それから、通所介護ですが、2015年に小規模事業所の基本方針を下げたのに続いて、今回というか、既に大規模事業の基本報酬の引き下げ等が行われておりますけれども、影響についてどのように把握しているか、伺います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 地域密着型以外のいずれの通所介護事業所におきましても、今年度の介護報酬改定による減収が見込まれておるところであります。しかし、現時点におきましては、4月サービス提供分が6月中旬に確定をするというようなシステムになっているものでありますので、現時点では、年間を通じた影響度合いなどについては、未確定であるというふう聞いておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 財務省は、要介護1・2の人の通所介護も介護保険の給付から外して、市町村事業に移行させようとしております。通所介護には、人とのつながりや利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減の役割もあり、大変重要なサービスであり、その切り捨ては、家族介護の負担も増大させることとなりますので、こうしたことはやめるようにしっかりと国のほうに言っていただけるかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 制度改正につきましては、国のほうで行われることでございますし、それぞれ持続可能な制度ということで、こういった見直し等がされているということで理解をしております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） それから、今回の改定で、今年の8月から2割負担となっている認定者のうち、医療保険の現役並み所得がある方の場合、介護保険の利用料が2割から3割に引き上げられますが、対象者、あるいは家族への影響について伺います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 本年の8月から現役世代並みの所得がある方につきましては、今ありましたとおり、利用料につきまして、3割分をご負担いただくことになるということでございます。平成29年度所得をもとにした算定の結果では、平成30年5月29日現在の要介護認定者のうち、11人の方が3割負担の対象になるというふうに考えられるところであります。なお、対象になられる方につきましては、一旦は3割分のご負担をいただくこととなりますけれども、月額4万4,400円の高額介護サービス費の上限額が設けられておりますことから、負担が必ずしも増えるものではないというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 4万4,400円の限度額があるということでありまして、たくさん年金をもらっているといっても、奥さんが自宅で生活をしているということもありますので、こうした本当に半分を被保険者の保険料で負担するというふうな仕組み自身を変えないと、いろいろと利用料負担が上がっていくということになりますので、しっかりと国のほうに言っていただくことを求めておきます。

それから次に、毎月クローバーだよりを届けてもらっております。その中で、この4月から通所型サービスAの事業「みんな、おいデイ」でありましたり、「いきいきクラブ」の事業の会場の統合、あるいはまた回数削減ということがありました。その中で第7期の介護保険事業計画を見ますと、通所型サービスAの計画については、平成29年度の実績と比べて、平成30年度、31年度、32年度と利用人数が減る計画となっておりますが、通所型サービスAの事業について、町の考え方をお聞きいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 「みんな、おいデイ」につきましては、昨年度まで下山の集会所、中央公民館及び上豊田住民センターの3カ所で月2回ずつ実施をしておりましたが、今年の4月からは、中央公民館と上豊田住民センターの2カ所で月2回ずつ実施をしているところであります。下山集会所及び上豊田の住民センターでの利用者が平成27年度に比べまして、平成29年度で約半数に減少しまして、そうした状況を見る中で、本事業を運営いただいているスタッフ等と共有し、下山集会所と上豊田住民センターを統合して、上豊田住

民センターで実施をしているという状況であります。

なお、回数につきましては、どの会場も従来どおり月2回でありまして、また瑞穂地区で実施しております「いきいきクラブ」につきましては、会場が山村開発センターからクローバーカフェに変更となっておりますけれども、会場統合や回数の削減はないという状況であります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 事業計画で、利用人数が大きく減らされているということですが、これはそういう見込みを立てておられるのですか。身近なところでサービスを利用できるというのが一番いいことだと思っておりますけれども、この第7期の事業計画のその数字というのは、どういう見込みでこのようになっているのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 第7期のこの数字等につきましては、これまでの実績等をもとに上げさせていただいているところでございます。また、要介護状態になられたり、ほかのサービスへ移行されたこととかで、利用者が伸びていないというような状況もございまして、また独居や高齢世帯等が増加している中で、家や農地等を守るための現役で家事や農業などをされている方が増えているような現状もございまして。そういったことで生活形態が一部変化しているのも一つの要因ではないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） それとこの計画にサービスの利用者であっても、支え手になれるような働きかけをいうことになっておりますけれども、これはどういうことですか。この計画ね、その計画にサービスの利用者であっても、何らかの支え手になれるように必要な働きかけをしますというふうに書いてあるんですけれども。その利用者がそういう支え手になるんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） まあいうたらともに支えていただくというようなことで考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 時間がないのとばしまして、3つ目の生活保護行政について質問をいたします。

安倍政権は、生活保護費を2013年度に生活扶助費10%引き下げを実施したのに続き、

今回も食費や光熱費に当たる生活扶助費を10月から3年かけて、最大5%、年額、国の予算160億円も削減することになりました。貧困の問題につきましては、特別の事情ではなく、倒産や失業、リストラ、病気、親や家族の介護などで職を失えば、誰もが貧困に陥ってもおかしくない昨今でございます。

そこで、まず最初に、引き下げの内容と、それから生活保護費の引き下げによる対象者への影響について、お伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 生活保護の基準につきましては、定期的に検証を行うこととされておりまして、検証に当たりましては、社会保障審議会の生活保護基準部会において、5年に一度実施をされます全国消費実態調査のデータ等を用いまして、専門的かつ科学的見地から評価、検証、見直しがされているというふうに聞いております。また、本年度はその見直しの年となっております。見直しの根幹となります生活扶助基準につきましては、支給水準の高い大都市部においては、引き下げの影響が大きいところでありますけれども、本町のような町村部におきましては、世帯類型にもよるところでありますけれども、大半の類型において横ばい、もしくは引き上げられる予定でありまして、本町の受給者の方にとっては、影響は少ないのではないかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 横ばい、引き上げのところもあるということでありました。しかしながら、この生活保護の問題は、引き下げは、この当事者の方だけではなくて、幅広い住民の生活に重大な影響を与えることとなります。それは住民税でありましたり、保育料、介護保険料、就学援助、最低賃金などに連動するからであります。こうした引き下げによる住民への影響については、どのようになっているのか、お聞きをいたしたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 生活保護の基準額が減額となる場合に、直接影響します国の制度については、国の方針としまして、それぞれの制度の趣旨なり、目的、実態を十分に考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本に、基本的な考え方とするというふうにされているところでございます。こうした生活保護の基準をもとにしております独自の事業等に関しましても、その趣旨を踏まえた上で、判断をしていくべきというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） そうすれば、利用できない人が発生するというような、そういう影響

は本町の関係ではないというふうに受け取ればよいですか。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 先ほども町長の答弁にもございましたように、本町での級地区分でいきましたら、下がる部分についての影響は少ないものと考えておりますので、現時点において、世帯人数とか、年齢等について、一概に言えるものではないんですけれども、そういった意味では今回特に下がらないと、大きくは下がらないということでございますので、影響は少ないのではないかとこのように考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） それとお聞きしたのは、就学援助でありましたり、そういうものについては、町が生活保護費の水準を参考にして制度がありますけれども、そういうものについては、引き下げないということですね。今までどおり利用できるということによろしいですか。

○議長（篠塚信太郎君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 基本的には、生活保護基準額の1.3倍以内ということでございまして、生活保護基準額が変わらないのであれば、就学援助費、いわゆる準要保護に関しましても変わらないということでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 先ほど町長もおっしゃられておりましたように、前は厚生労働省がそういう影響しないようにという措置をとったということでありますので、そういうことで頑張っていたきたいというふうに思っております。

それと、生活保護を利用する資格のある人のうちに、実際利用している人の割合というのは、どのようになっているか、本町の捕捉率について伺います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 捕捉率といいますのは、生活保護基準以下の世帯で、実際に生活保護を受給している世帯の割合のことだと思っておりますが、国及び京都府におきまして、地域ごとの捕捉率に関しましての調査は行われておりません。また、本町におきましても独自の調査も行っておりません。町といたしましては、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、保護の実施機関であります京都府の南丹保健所と連携を図りながら、必要な方が適正に受給をいただけるように取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 先ほど新聞報道で捕捉率というのは、22.9%であるという結果が発表されておりまして、利用されている方のほかにたくさんのそういう利用できるけれども、利用していない方がおられるということでもあります。また、この生活保護基準、今回引き下げの基準にしましたのが、所得を10単位に分けて、その一番下の層の消費と生活保護基準等を比べて、生活保護基準のほうが消費が高いということで引き下げたということでもあります。生活保護というのは、先ほど町長がおっしゃられましたように健康で文化的な生活を送るための最低ラインということでもありますので、そうしたことで所得の少ない人を基準にして、この基準を決めるとなると、さらに貧困が拡大するというふうにもなってしまう。そうしたことでこうした基準の決め方ですね、これはやめるように、本当に最低限度の生活を送れる、そういうものを基準にした金額にするように、しっかりと国のほうに、これは言うべきではないかなというふうに思いますが、町長の見解をお聞きしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 先ほど町長の答弁にもございましたけれども、国のほうの審議会等でこうした見直しがされているというものでございます。やはり必要な方が受給をしていただくというのが一番ではないかなというふうに考えておりますので、今回、本町にとっては大きな影響もないとは考えておりますけれども、やはり必要な方がそうした制度を利用していただけるといった形で、今後もアンテナを張ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 今、課長のほうから必要な人が受けられるように取り組みをしていきたいということでありました。制度に該当するけれども、利用していない方がたくさんおられるということで、適切なそういう支援を図ることが大切なのではないかなと。受けられるように申請を町は待っているのではなくて、必要な人が受けられるように住民への積極的な周知徹底を図るべきだと思いますけれども、その点についてはどうですか。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） あくまで申請に基づくものでございますので、なかなかこちらからどうですかというようなことではいけない部分も、これについてはあるというふうに認識しております。町といたしましては、やはりそういった相談があった場合に、適切に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 私もかつていろいろとお話もしたことがあるんですけども、本当に

とことん辛抱されているというケースもあります。だから、周知徹底というか、そういう制度があるということも知らない、これだけ年金があつたらだめなのではないかなとか、そういう方もありますので、周知徹底という点については、もっとちゃんとすべきではないですか。もう1回、町長にお聞きしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） いろいろなケースがあると思いますけれども、そうした誤解に基づくものというようなものはないように周知は徹底をしていく必要があるというふうに考えます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 誤解に基づくとか、そういうことではなしに、ちゃんと必要な人が受けられるように周知徹底をとということでもありますので、指摘をしておきます。

次に、4つ目に公共交通の充実について伺います。

最近の新聞では出生率の記事などが報道されておりますけれども、今、人口減少と高齢化が進んでおります。今後の人口減少は避けられないと考えますけれども、誰もがいきいきと住み続けられるまちづくり、地域づくりのために交通のあり方が問われております。昨年策定した第二次京丹波町総合計画について、審議会も開催され、いろいろ審議をされているところと思いますが、先ほど言いましたように住みなれた地域でずっと住み続けるためには、地域公共交通が重要であります。そこで多分平成28年度だったと思いますけれども、地域公共交通に関するアンケート調査が行われましたけれども、このアンケートはどのように生かされてきたか、また課題は何かお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） アンケート調査の結果でありますけれども、町営バスに対しましては、満足度が高い順に運賃、ルート、時間、本数というふうになっておりまして、時間や本数などに対しては、利便性の向上をさらに求められていることが認識をできたところであります。一方で、乗客が少ないことから公共交通のコストの縮減を求める声というのもありまして、一概に本数を増やすだけでは、新たな課題を生み出すということも予想されますので、慎重に対応していくことが必要だというふうに考えているところでございますし、現体制に工夫を加える中で、利便性がより高まるような検討もしてまいりたいというふうに考えているところであります。

また、鉄道に対しましては、電車の増発でありましたり、停車駅の復活、それから園部駅以北がICカード、ICOCAが今使えないというようなことでありますので、導入を求める声が寄せられております。これにつきましては、南丹市とも連携をしまして、要望をして

まいりたいというふうに考えているところでありまして、さらに利便性、快適性の向上に努めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） いかによれば多くの方が利用できるか。ルートや今回のあれでもありましたように、時間、本数など具体的な意見を出し合う、そういう協議をする場というのは、必要なのではないかなというふうに思います。先ほどもありました、鉄道とかもありません。住民同士がそういう話し合う場とか、また鉄道や事業者、行政、住民などが意見を出し合う場をつくるということが大切ではないかなというふうに思っておりますけれども、どのように考えておられるか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 先ほど議員からも地方創生に係る審議会の話とかもしていただいたんですけども、一定、住民の代表の方等ご意見を頂戴する場は設けているところと思っております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 総合計画にもうたっていたと思いますが、循環バスの運行を目標としているとしておりましたけれども、具体的な検討はされているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 循環バスの運行につきましては、地域の拠点を結んで、形態としましては、乗り継ぎも含めて循環をしていくというようなバスの運行を目指すということでありまして、運行形態につきましても、さらに研究を進めていく必要があるかというふうに考えておりますので、専門家の意見なり、民間事業者の方のお力もかりながら、検討を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 循環バスの運行は具体的に名前が挙がっておりますけれども、その地域によっては、いろいろな形態があると思います。コミュニティバスであったり、またほかのデマンドバスであったりとかいろいろありますが、やはり今、企画政策課長のほうからありましたけれども、そういう場づくりをしていくということによかったんですね。検討の場づくりではなかったですか。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 先ほど申し上げましたのは、総合計画の審議会とか、またちょっと申し漏れておりましたけれども、地域公共交通会議とか、そういった場にも住民の代表の方にも来ていただいているところで、そういったところでご意見を賜っているということをお願いしたということでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） いろいろと交通政策を自治体で頑張っているところは、自治体の独自のそういう強い思いでいろいろ政策をつくっているところでありましたり、また、住民が本当に草の根でいろいろとみずからもそういうバスに乗って回ったりして計画を立てている、そういうところも成功例としてあります。宮津市の200円バスなんかもいろいろと、あれは職員さんが物すごく取り組みをされたというふうなことでいろいろと新聞などでも載っておりますけれども、そういう熱い職員さんの思いでありましたり、住民の皆さんの声でありましたり、行政のそういうまちづくりをこうしたいんだという熱い思いなどがいろいろと重なり合って、本当にみんなが求めているバス運行、町営バス運行になるように、ぜひともそういう地域公共交通のそういうものもありますが、もっと別のところにそういうもっとたくさんの住民が参加できるそういう場をつくるということは、考えられないのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現状で、町民の代表の方からご意見をいただく場というのがあるわけですので、広く町民のご意見については、タウンミーティング等でも頂戴をしたいと思いますけれども、新たな会議体を設けて、意見を聴取してというようなことは、現在のところは考えていないところであります。

○4番（東まさ子君） 以上で終わります。

○議長（篠塚信太郎君） これで東まさ子君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会します。

次の本会議は、明日8日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

議員の皆様には、お疲れのところ大変ご苦労さまでございますが、この場において、午後4時45分から全員協議会を開催しますので、引き続きよろしく申し上げます。

なお、会場準備の都合上、一旦退席いただき、5分前をめどにご着席いただきますようお願いをいたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時48分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 篠塚 信太郎

〃 署名議員 森田 幸子

〃 署名議員 山田 均